【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長　殿
【提出日】	2019年10月10日提出
【発行者名】	大和証券投資信託委託株式会社 （2020年4月1日より、大和アセットマネジメント株式会社（予定））
【代表者の役職氏名】	取締役社長　松下　浩一
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
【事務連絡者氏名】	西脇　保宏 連絡場所　東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
【電話番号】	03-5555-3431
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	ダイワ・オーストラリア高配当株α（毎月分配型） 株式αコース ダイワ・オーストラリア高配当株α（毎月分配型） 通貨αコース ダイワ・オーストラリア高配当株α（毎月分配型） 株式＆通貨ツインαコース
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】	各ファンドについて10兆円を上限とし、合計で30兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当ありません。

第一部　【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

ダイワ・オーストラリア高配当株α（毎月分配型）　株式αコース
ダイワ・オーストラリア高配当株α（毎月分配型）　通貨αコース
ダイワ・オーストラリア高配当株α（毎月分配型）　株式＆通貨ツインαコース

（注1）以下「当ファンド」という場合、上記を総称して、またはそれぞれを指していうものとします。
（注2）上記を、それぞれ「株式αコース」、「通貨αコース」、「株式＆通貨ツインαコース」という場合があります。
（注3）上記の総称を「ダイワ・オーストラリア高配当株α（毎月分配型）」とします。

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託（契約型）の受益権です。

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付もありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(3) 【発行(売出)価額の総額】

各ファンドについて10兆円を上限とし、合計で30兆円を上限とします。

(4) 【発行(売出)価格】

各ファンドについて、1万口当たり取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

基準価額は、販売会社または委託会社に問合わせることにより知ることができます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

・お電話によるお問合わせ先（委託会社）
　電話番号（コールセンター）　0120-106212
　（営業日の9:00～17:00）
・委託会社のホームページ
　アドレス　https://www.daiwa-am.co.jp/

(5) 【申込手数料】

① 販売会社におけるお買付時の申込手数料の料率の上限は、3.3%（税抜3.0%）となっています。具体的な手数料の料率等については、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。

・お電話によるお問合わせ先（委託会社）
電話番号（コールセンター） 0120-106212
（営業日の9:00～17:00）

＜スイッチング（乗換え）について＞

・「ダイワ・オーストラリア高配当株α（毎月分配型）」を構成する各ファンドの受益者が、保有する受益権を換金した手取金をもって、他の構成ファンドの受益権の取得申込みを行なうことをいいます。
・スイッチング（乗換え）の申込みの際には、換金の申込みを行なうファンドと、取得の申込みを行なうファンドをご指示下さい。
・スイッチング（乗換え）にかかる申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額は、スイッチング（乗換え）の金額から差引かせていただきます。

② 申込手数料には、消費税等が課されます。

③ 「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

(6) 【申込単位】

販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。

・お電話によるお問合わせ先（委託会社）
電話番号（コールセンター） 0120-106212
（営業日の9:00～17:00）

(7) 【申込期間】

2019年10月11日から2020年4月10日まで（継続申込期間）
（終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。）

(8) 【申込取扱場所】

委託会社にお問合わせ下さい。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

・お電話によるお問合わせ先（委託会社）
電話番号（コールセンター） 0120-106212
（営業日の9:00～17:00）

・委託会社のホームページ

アドレス　https://www.daiwa-am.co.jp/

(9)【払込期日】

受益権の取得申込者は、販売会社が定める期日（くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。）までに、取得申込代金（取得申込金額、申込手数料および申込手数料に対する消費税等に相当する金額の合計額をいいます。以下同じ。）を販売会社において支払うものとします。

販売会社は、各取得申込受付日における取得申込金額の総額に相当する金額を、追加信託が行なわれる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払込みます。

(10)【払込取扱場所】

受益権の取得申込者は、取得申込代金を、申込取扱場所において支払うものとします。申込取扱場所については、前(8)をご参照下さい。

(11)【振替機関に関する事項】

振替機関は下記のとおりです。

株式会社 証券保管振替機構

(12)【その他】

① 受益権の取得申込者は、申込取扱場所において取引口座を開設のうえ、取得の申込みを行なうものとします。

② 次のイ．およびロ．に掲げる日を申込受付日とする受益権の取得の申込み（スイッチング（乗換え）にかかるものを含みます。）の受付けは行ないません。また、次のイ．およびハ．に掲げる日を申込受付日とする受益権の換金の申込み（スイッチング（乗換え）にかかるものを含みます。）の受付けは行ないません。

イ．オーストラリア証券取引所の休業日と同じ日付の日

ロ．前イ．のほか、一部解約金の支払い等に支障を来すおそれがあるとして委託会社が定める日（当ファンドの運営および受益者に与える影響が軽微であるとして委託会社が定める日に限り除きます。）

ハ．前イ．のほか、一部解約金の支払い等に支障を来すおそれがあるとして委託会社が定める日

※申込受付中止日は、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。

③ 委託会社の各営業日（※）の午後3時までに受付けた取得および換金の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの）（スイッチング（乗換え）にかかるものを含みます。以下同じ。）を、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日（※）の取扱いとなります。

(※)前②の申込受付中止日を除きます。

④ 金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいい、単に「取引所」ということがあります。以下同じ。）等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付けを中止することができます。

「ダイワ・オーストラリア高配当株α（毎月分配型）」を構成する各ファンドの受益者が当該ファンドの換金の手取金をもって他の構成ファンドの受益権の取得申込みをする場合において、当該他の構成ファンドの受益権の取得申込みの受付けが中止された場合、当該換金請求の申込みの受付けを中止することがあります。

⑤　当ファンドには、収益分配金を税金を差引いた後無手数料で自動的に再投資する「分配金再投資コース」と、収益の分配が行なわれるごとに収益分配金を受益者に支払う「分配金支払いコース」があります。取扱い可能なコースについては、販売会社にお問合わせ下さい。なお、コース名は、販売会社により異なる場合があります。

⑥「分配金再投資コース」を利用する場合、取得申込者は、販売会社と別に定める積立投資約款にしたがい契約を締結します。なお、上記の契約または規定について、別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約または規定が用いられることがあり、この場合上記の契約または規定は、当該別の名称に読替えるものとします（以下同じ。）。

⑦　取得申込金額に利息は付きません。

⑧　振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、一部解約金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

(参考)

◆投資信託振替制度とは、

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。

・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行なわれますので、受益証券は発行されません。

第二部　【ファンド情報】

第１　【ファンドの状況】

１　【ファンドの性格】

(1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、予想配当利回りの高いオーストラリア株式へ投資するとともに、オプション取引を組み合わせたカバードコール戦略を構築し、高水準のインカム性収益の確保と信託財産の成長をめざします。一般社団法人投資信託協会による商品分類・属性区分は、次のとおりです。

ダイワ・オーストラリア高配当株α（毎月分配型）　株式αコース
ダイワ・オーストラリア高配当株α（毎月分配型）　通貨αコース
ダイワ・オーストラリア高配当株α（毎月分配型）　株式＆通貨ツインαコース

商品分類	単位型投信・追加型投信	追加型投信
	投資対象地域	海外
	投資対象資産(収益の源泉)	株式
属性区分	投資対象資産	その他資産（投資信託証券（株式　一般））
	決算頻度	年12回（毎月）
	投資対象地域	オセアニア
	投資形態	ファンド・オブ・ファンズ
	為替ヘッジ	為替ヘッジなし

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

（注1）商品分類の定義
- 「追加型投信」…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンド
- 「海外」…目論見書または投資信託約款（以下「目論見書等」といいます。）において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるもの
- 「株式」…目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるもの

（注2）属性区分の定義
- 「その他資産」…組入れている資産
- 「株式　一般」…大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのもの
- 「年12回（毎月）」…目論見書等において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるもの
- 「オセアニア」…目論見書等において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
- 「ファンド・オブ・ファンズ」…「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズ

・「為替ヘッジなし」…目論見書等において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行なう旨の記載がないもの

商品分類表

〈ダイワ・オーストラリア高配当株α（毎月分配型）　株式αコース〉
〈ダイワ・オーストラリア高配当株α（毎月分配型）　通貨αコース〉
〈ダイワ・オーストラリア高配当株α（毎月分配型）　株式＆通貨ツインαコース〉

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型投信	国　内	株　式
追加型投信	海　外	債　券
	内　外	不動産投信
		その他資産（　）
		資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

属性区分表

〈ダイワ・オーストラリア高配当株α（毎月分配型）　株式αコース〉
〈ダイワ・オーストラリア高配当株α（毎月分配型）　通貨αコース〉
〈ダイワ・オーストラリア高配当株α（毎月分配型）　株式＆通貨ツインαコース〉

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル	ファミリーファンド	あり（　）
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性（　）	年2回	日本		
不動産投信	年4回	北米		
その他資産 （投資信託証券） （株式　一般）	年6回（隔月）	欧州		
資産複合（　） 資産配分固定型 資産配分変更型	年12回（毎月）	アジア		
	日々	オセアニア	ファンド・オブ・ファンズ	なし
	その他（　）	中南米		
		アフリカ		
		中近東（中東）		
		エマージング		

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

※商品分類・属性区分の定義について、くわしくは、一般社団法人投資信託協会のホームページ（アドレス http://www.toushin.or.jp/）をご参照下さい。

＜信託金の限度額＞

・委託会社は、受託会社と合意のうえ、各ファンドについて3,000億円を限度として信託金を追加することができます。
・委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

＜ファンドの特色＞

1 株式への投資とオプション取引を組み合わせたカバードコール戦略を構築します。

- 相対的に予想配当利回りの高いオーストラリア株式に投資します。
- コール・オプションを売却することでカバードコール戦略を構築します。

2 カバードコール戦略の構築方法により3つのコースがあります。

株式αコース

- 株式のオプション取引を活用したカバードコール戦略を構築します。

  権利行使価格を上回る株式の値上がり益を放棄する代わりに、株式のオプションプレミアムの確保をめざします。

通貨αコース

- 通貨のオプション取引を活用したカバードコール戦略を構築します。

  権利行使価格を上回る為替差益を放棄する代わりに、通貨のオプションプレミアムの確保をめざします。

株式&通貨ツインαコース

- 株式および通貨のオプション取引を活用したカバードコール戦略を構築します。

  権利行使価格を上回る株式の値上がり益および為替差益を放棄する代わりに、株式および通貨のオプションプレミアムの確保をめざします。

3 毎月17日(休業日の場合翌営業日)に決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。

① 株式への投資とオプション取引を組み合わせたカバードコール戦略を構築します。

相対的に予想配当利回りの高いオーストラリア株式に投資します。

運用プロセス

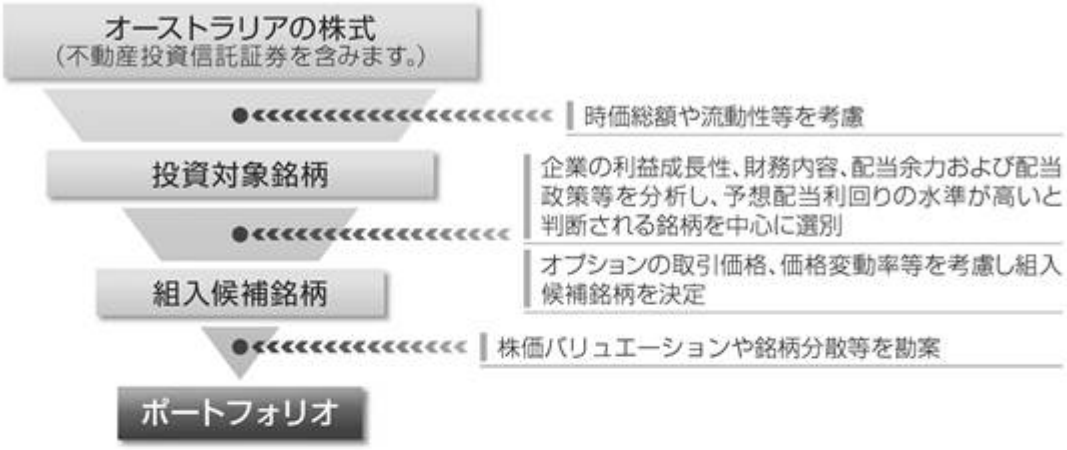

コール・オプション（買う権利）を売却することでカバードコール戦略を構築します。

当ファンドにおけるカバードコール戦略について

- 原則として、売却したコール・オプションが満期を迎えるごとに、銘柄を見直すとともに新たにコール・オプションを売却することで、カバードコール戦略を再構築します。
- 権利行使が満期日のみに限定されているオプションを利用することを基本とします。

株式カバードコール戦略

オーストラリア株式を保有しつつ、個別銘柄ごとに当該株式のコール・オプションを売却します。

オプションの取引価格を勘案し、個別銘柄ごとに保有株数（または保有口数）の全部または一部にかかるコール・オプションを売却することを基本とします。

通貨カバードコール戦略

オーストラリア株式を保有しつつ、円に対する豪ドルのコール・オプションを売却します。

保有する豪ドル建て資産の評価額の全部にかかるコール・オプションを売却することを基本としますが、市場環境によっては保有する豪ドル建て資産の評価額の一部にかかるコール・オプションを売却する場合があります。

・株価（または円に対する豪ドルの為替レート）の上昇／下落にかかわらず、オプションプレミアムを獲得することができます。
・株価（または円に対する豪ドルの為替レート）が上昇した場合、権利行使価格までの利益は享受できますが、権利行使価格を上回る利益は享受できません。
・株価（または円に対する豪ドルの為替レート）が下落した場合、損失が発生しますが、オプションプレミアムにより損失が軽減されることで、収益の改善が期待できます。

・「オプションプレミアム」とは、オプションの買い手が売り手に支払う対価をいいます。
・「権利行使価格」とは、オプションの権利行使の基準となる当該資産の価格をいいます。

② カバードコール戦略の構築方法により3つのコースがあります。

コース名／カバードコール戦略	収益の源泉のイメージ	
	株式を源泉とする部分	為替を源泉とする部分
株式αコース 株式カバードコール戦略	 権利行使価格を上回る値上がり益は享受できません。	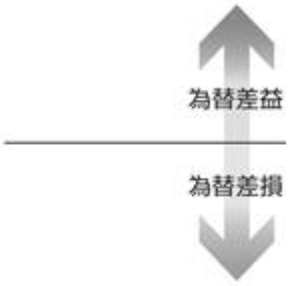
通貨αコース 通貨カバードコール戦略		 権利行使価格を上回る為替差益は享受できません。
株式&通貨ツインαコース 株式カバードコール戦略 ＋ 通貨カバードコール戦略	 権利行使価格を上回る値上がり益は享受できません。	 権利行使価格を上回る為替差益は享受できません。

※株式カバードコール戦略の効果については後掲の「株式カバードコール戦略の効果(損益)のイメージ」、通貨カバードコール戦略の効果については後掲の「通貨カバードコール戦略の効果(損益)のイメージ」をご参照ください。
※上記は、当ファンドの投資成果を示唆または保証するものではありません。

株式カバードコール戦略の効果(損益)のイメージ

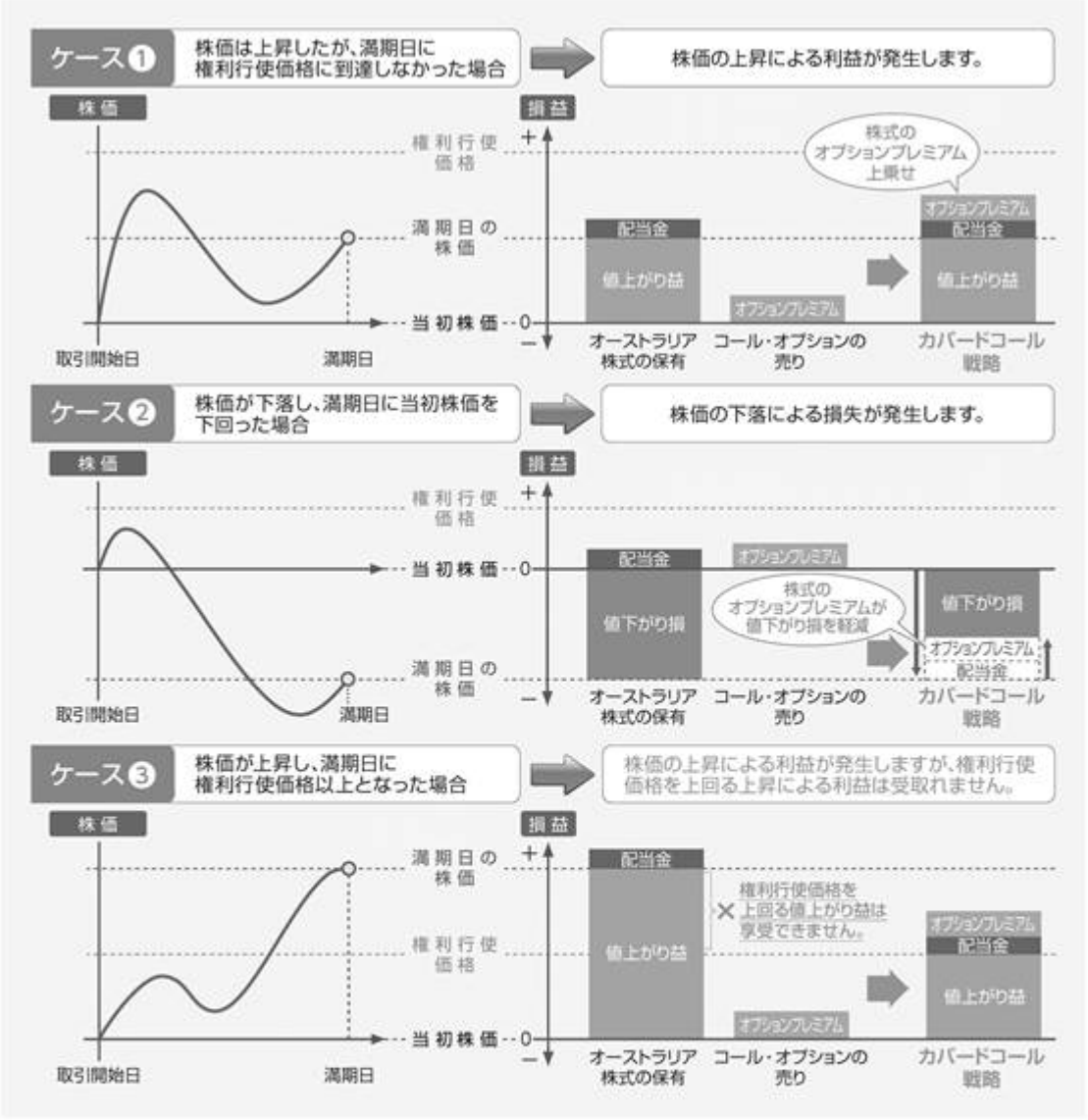

株式αコース　上記の「株式カバードコール戦略の効果」に加えて、円に対する豪ドルの為替変動の影響を受けます。

株式&通貨ツインαコース　上記の「株式カバードコール戦略の効果」

※上記はイメージであり、実際の価格および水準、配当金、オプションプレミアムとは異なります。また、
※上記は、個別銘柄ごとに保有株数(または保有口数)全部にかかるコール・オプションまたは保有するおける損益を表したものであり、当ファンド全体の実際の損益を示したものではありません。
※「株式カバードコール戦略の効果(損益)のイメージ」においては、株式の配当金の支払いがあったこと
※当ファンドにおいて、カバードコール戦略の損益は毎営業日に時価評価され、基準価額に反映されます。

通貨カバードコール戦略の効果(損益)のイメージ

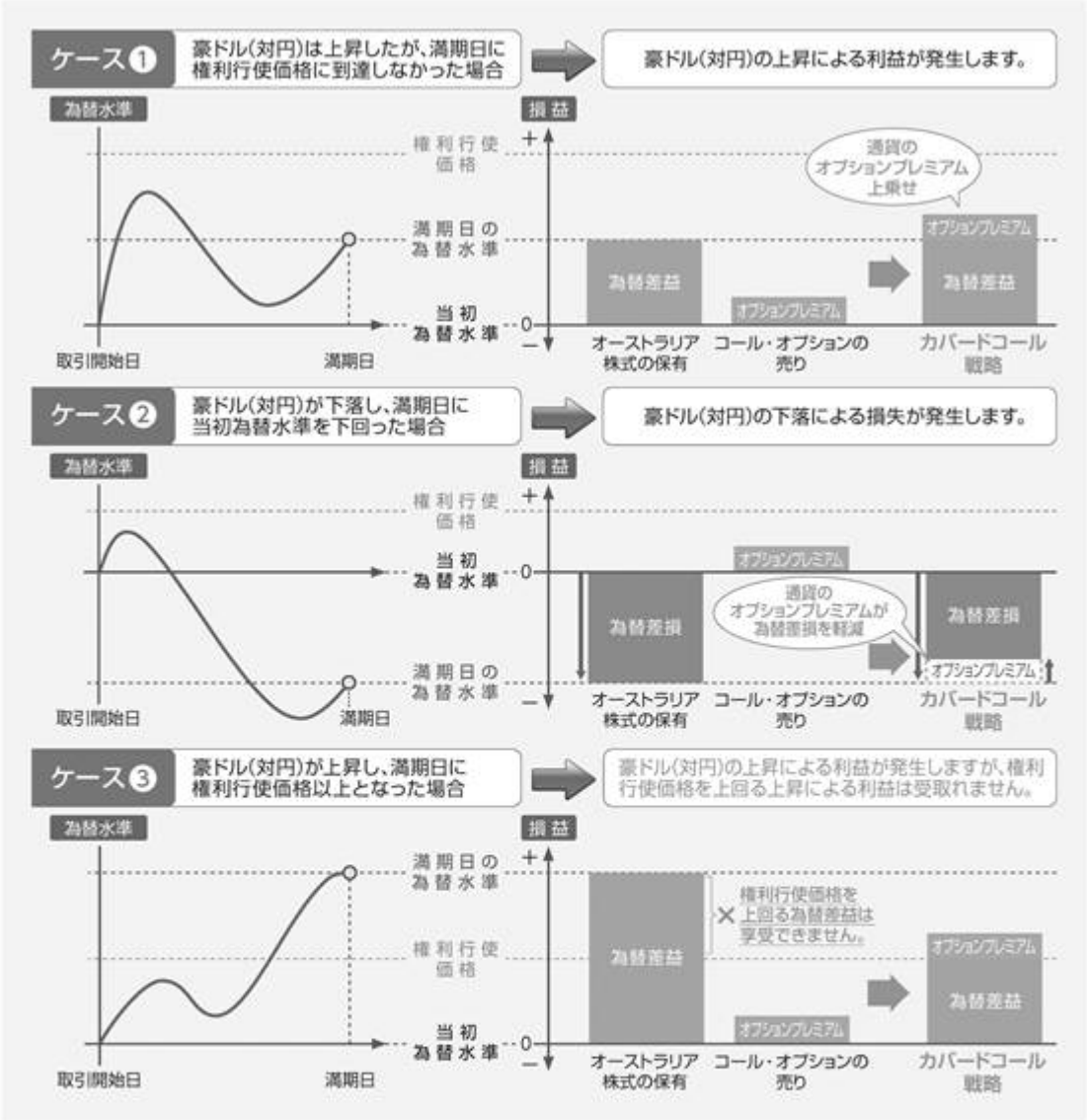

通貨αコース　上記の「通貨カバードコール戦略の効果」に加えて、株式の価格変動の影響を受けます。

および「通貨カバードコール戦略の効果」の両方の効果があります。

投資成果を示唆または保証するものではありません。
豪ドル建て資産の評価額の全部にかかるコール・オプションを売却した場合の、1つの権利行使期間に

を前提として損益を表したものです。

オーストラリアの株式、株式カバードコール戦略、通貨カバードコール戦略の運用については、大和証券投資信託委託株式会社が助言を行ない、その助言に基づきクレディ・スイス・マネジメント(ケイマン)リミテッドが行ないます。

各コースについては、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。

スイッチング(乗換え)について

各ファンド間でスイッチング(乗換え)を行なうことができます。

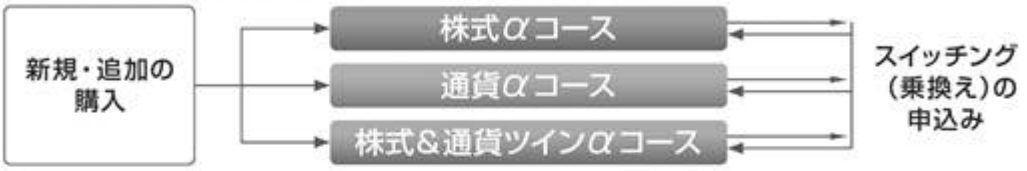

ファンドの仕組み

- 当ファンドは、複数の投資信託証券に投資する「ファンド・オブ・ファンズ」です。
- 外国投資信託の受益証券を通じて、オーストラリアの株式への投資とオプション取引を組み合わせたカバードコール戦略を構築します。
- 当ファンドが投資対象とする外国投資信託では、直接株式への投資やオプション取引を行なわず、担保付スワップ取引を通じて、オーストラリアの株式への投資とオプション取引を組み合わせたカバードコール戦略の損益を享受します。

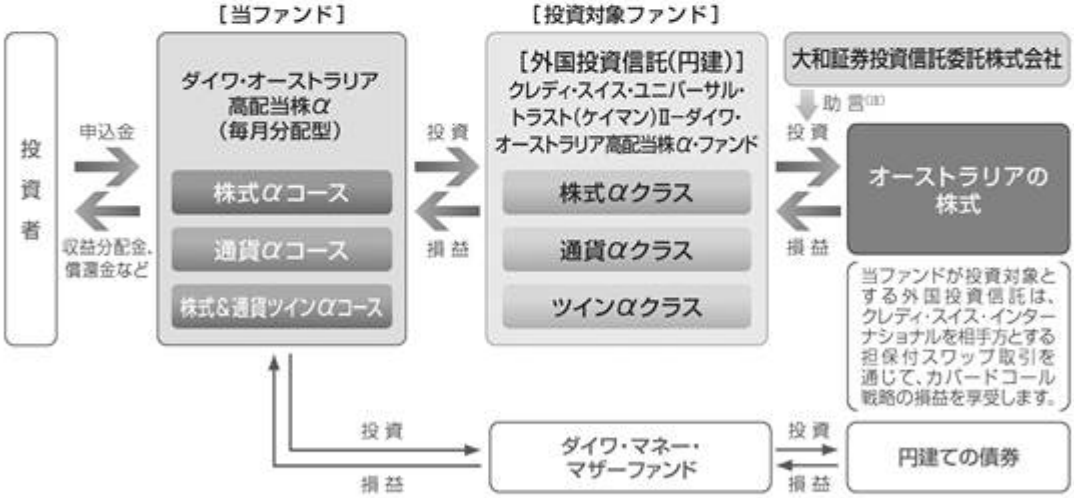

(注)オーストラリアの株式、株式カバードコール戦略、通貨カバードコール戦略の運用については、大和証券投資信託委託株式会社が助言を行ないます。

※投資対象ファンドについて、くわしくは、「投資対象ファンドの概要」をご参照下さい。

当ファンドは、通常の状態で、投資対象とする外国投資信託への投資割合を高位に維持することを基本とします。

大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、ファンドの特色1.および2.の運用が行なわれないことがあります。

③ 毎月17日(休業日の場合翌営業日)に決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。

［分配方針］

❶ 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等とします。

❷ 原則として、継続的な分配を行なうことを目標に、基準価額の水準を勘案して分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。

収益分配のイメージ

※上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

※分配金額は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

※ファンドの基準価額は変動します。投資元本、利回りが保証されているものではありません。

［収益分配金に関する留意事項］

●分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

●分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

（計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合）

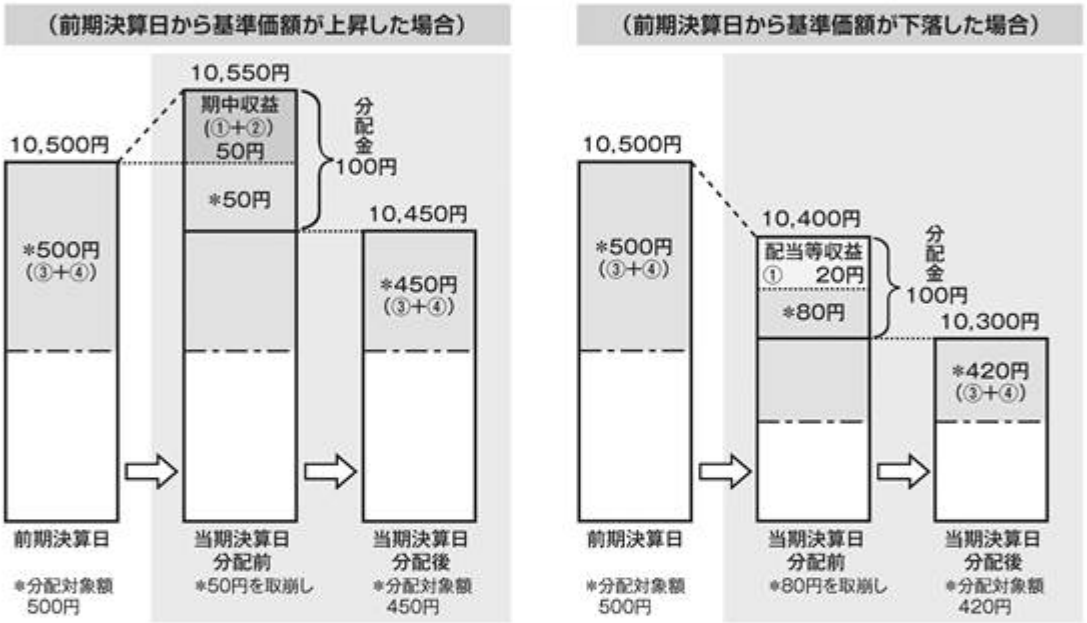

(注)分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。
分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意下さい。

●投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

（分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合）　（分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合）

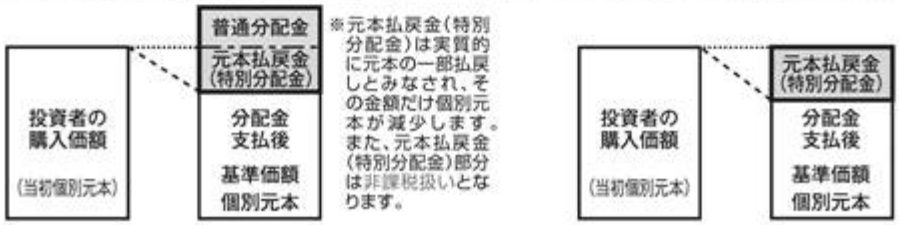

普通分配金 … 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。
元本払戻金（特別分配金） … 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

(注)普通分配金に対する課税については、「4 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い」をご参照下さい。

＜投資対象ファンドの概要＞

1．クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト（ケイマン）Ⅱ－ダイワ・オーストラリア高配当株α・ファンド（株式αクラス）

2．クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト（ケイマン）Ⅱ－ダイワ・オーストラリア高配当株α・ファンド（通貨αクラス）

３．クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト（ケイマン）Ⅱ－ダイワ・オーストラリア高配当株α・ファンド（ツインαクラス）

形態／表示通貨	ケイマン籍の外国投資信託／円建
運用の基本方針	＜株式αクラス＞ 主として、担保付スワップ取引を通じて、相対的に予想配当利回りの高いオーストラリア株式への投資と株式オプション取引を組み合わせたカバードコール戦略を構築し、信託財産の成長をめざします。 ＜通貨αクラス＞ 主として、担保付スワップ取引を通じて、相対的に予想配当利回りの高いオーストラリア株式への投資と通貨オプション取引を組み合わせたカバードコール戦略を構築し、信託財産の成長をめざします。 ＜ツインαクラス＞ 主として、担保付スワップ取引を通じて、相対的に予想配当利回りの高いオーストラリア株式への投資と株式オプション取引を組み合わせた株式カバードコール戦略に加えて、通貨オプション取引を組み合わせた通貨カバードコール戦略を構築し、信託財産の成長をめざします。
主要投資対象	担保付スワップ取引

運用方針	１．＜株式αクラス＞ 主として、担保付スワップ取引を通じて、相対的に予想配当利回りの高いオーストラリア株式への投資と株式オプション取引を組み合わせた株式カバードコール戦略の投資成果を享受します。 ＜通貨αクラス＞ 主として、担保付スワップ取引を通じて、相対的に予想配当利回りの高いオーストラリア株式への投資と通貨オプション取引を組み合わせた通貨カバードコール戦略の投資成果を享受します。 ＜ツインαクラス＞ 主として、担保付スワップ取引を通じて、相対的に予想配当利回りの高いオーストラリア株式への投資と株式オプション取引を組み合わせた株式カバードコール戦略に加えて、通貨オプション取引を組み合わせた通貨カバードコール戦略の投資成果を享受します。 担保付スワップ取引の相手方は、クレディ・スイス・インターナショナルです。 ２．オーストラリア株式の運用にあたっては、以下の点に留意します。 ・オーストラリアの金融商品取引所上場株式等（不動産投資信託証券を含みます。）の中から、時価総額や流動性等を考慮して投資対象銘柄を選定します。 ・投資対象銘柄の中から、企業の利益成長性、財務内容、配当余力および配当政策等を分析し、予想配当利回りの水準が高いと判断される銘柄を中心に選別します。 ・オプションの取引価格、価格変動率等を考慮し組入候補銘柄を決定します。 ・株価バリュエーションや銘柄分散等を勘案してポートフォリオを構築します。 ３．＜株式αクラス＞ 株式オプション取引の戦略構築にあたっては、以下の点に留意します。 ・個別銘柄ごとに、当該株式のコール・オプションを売却することで、オプションプレミアムの確保をめざします。 ・オプションの取引価格を勘案し、個別銘柄ごとに保有株数（または保有口数）の全部または一部にかかるコール・オプションを売却することを基本とします。 ・権利行使が満期日のみに限定されているオプションを利用することを基本とします。 ＜通貨αクラス＞ 通貨オプション取引の戦略構築にあたっては、以下の点に留意します。 ・円に対する豪ドルのコール・オプションを売却することで、オプションプレミアムの確保をめざします。 ・保有する豪ドル建て資産の評価額の全部にかかるコール・オプションを売却することを基本としますが、市場環境によっては保有する豪ドル建て資産の評価額の一部にかかるコール・オプションを売却する場合があります。 ・権利行使が満期日のみに限定されているオプションを利用することを基本とします。 ＜ツインαクラス＞ 上記の＜株式αクラス＞および＜通貨αクラス＞の両方を含みます。

	４．オーストラリアの株式、株式カバードコール戦略、通貨カバードコール戦略の運用は、大和証券投資信託委託株式会社の助言に基づきクレディ・スイス・マネジメント（ケイマン）リミテッドが行ないます。 ５．大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。
設定日	2013年1月24日
信託期間	無期限
決算日	12月末日
収益分配	原則として、毎月分配を行ないます。
管理報酬等	＜株式αクラス＞＜通貨αクラス＞ 純資産総額に対して年率0.57%程度 ＜ツインαクラス＞ 純資産総額に対して年率0.67%程度 （担保付スワップにかかる費用、監査費用、弁護士費用等を含みます。） ただし、その他ファンドの運営に必要な各種経費等がかかります。
申込手数料	かかりません。
信託財産留保額	1口当たり純資産総額に対し0.30%
管理会社	クレディ・スイス・マネジメント（ケイマン）リミテッド
備考	当外国投資信託は、担保付スワップ取引の相手方に株式カバードコール戦略および通貨カバードコール戦略の構築に必要な現金を支払い、当該戦略の評価額に相当する担保資産を受け入れます。担保付スワップ取引の相手方は、日々の担保付スワップ取引の評価を行なっており、担保も洗い替えされます。担保付スワップ取引の評価には、株式等へ投資する場合にかかるコストや税金等が反映されます。

■クレディ・スイスについて■

●スイスのチューリッヒに本拠を置く世界有数の金融グループです。

●世界50ヵ国以上に拠点を持ち、世界中の法人、富裕層個人、スイス国内個人などの顧客に多彩な金融サービスを提供している世界有数のグローバルな金融機関です。

４．ダイワ・マネー・マザーファンド

形態／表示通貨	国内籍の証券投資信託／円建
運用の基本方針	主としてわが国の公社債への投資により、利息収入の確保をめざして運用を行ないます。
主要投資対象	本邦通貨表示の公社債

投資態度	①わが国の公社債を中心に安定運用を行ないます。 ②邦貨建資産の組入れにあたっては、取得時に第二位（A－2格相当）以上の短期格付であり、かつ残存期間が1年未満の短期債、コマーシャル・ペーパーに投資することを基本とします。 ③当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。
設定日	2004年12月10日
信託期間	無期限
決算日	毎年12月9日（休業日の場合翌営業日）
運用管理費用 （信託報酬）	かかりません。
委託会社	大和証券投資信託委託株式会社
受託会社	三井住友信託銀行株式会社

(2) 【ファンドの沿革】

2013年1月23日　信託契約締結、当初設定、運用開始
2017年4月11日　信託期間終了日を2023年1月17日に変更
（当初は2018年1月17日）

(3) 【ファンドの仕組み】

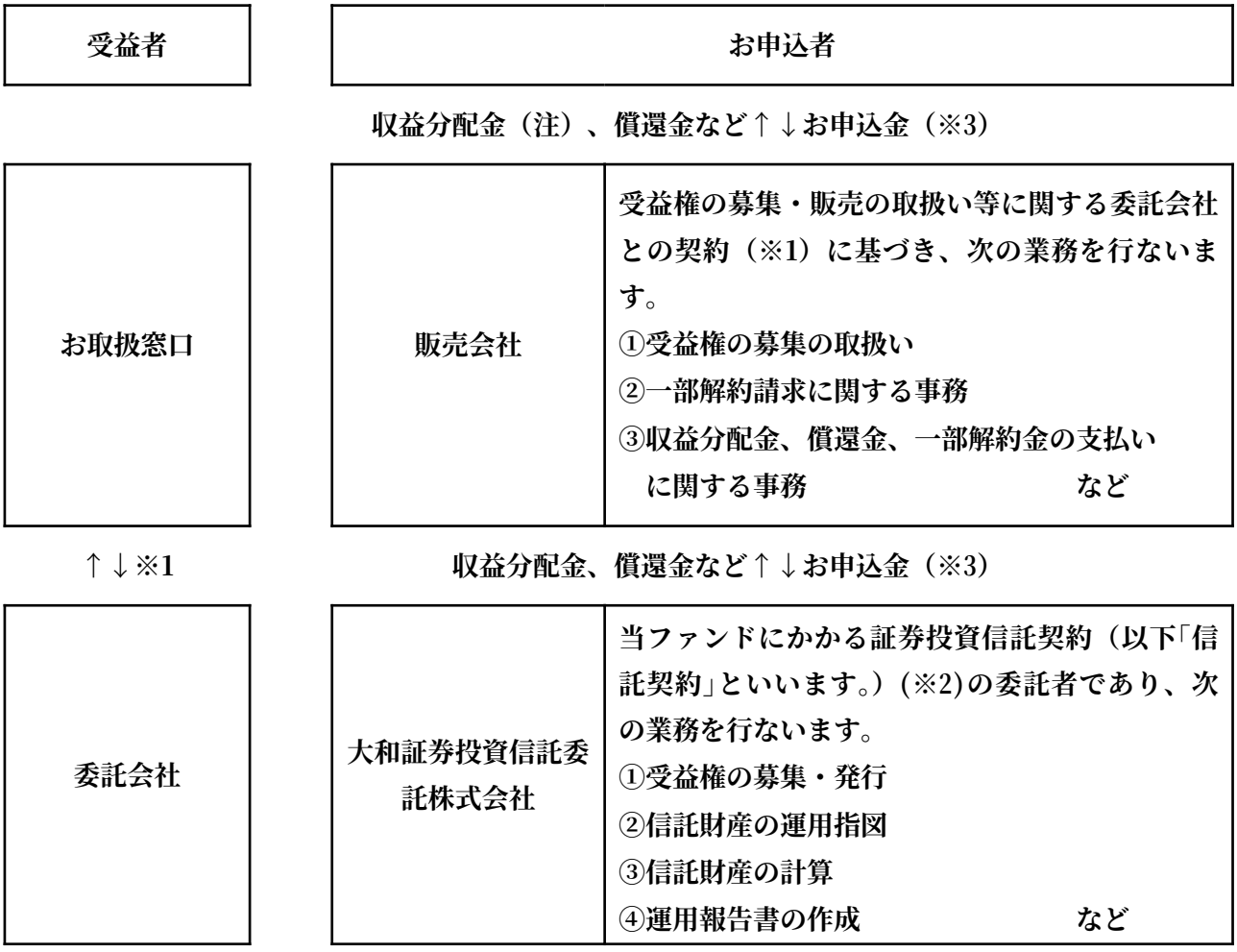

↓運用指図 ↑↓※2　　損益↑↓信託金（※3）

受託会社	三井住友信託銀行株式会社 再信託受託会社：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	信託契約(※2)の受託者であり、次の業務を行ないます。なお、信託事務の一部につき日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に委託することができます。また、外国における資産の保管は、その業務を行なうに充分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行なう場合があります。 ①委託会社の指図に基づく信託財産の管理・処分 ②信託財産の計算　　など

損益↑↓投資

投資対象	投資対象ファンドの受益証券　など

(注)「分配金再投資コース」の場合、収益分配金は自動的に再投資されます。

※1：受益権の募集の取扱い、一部解約請求に関する事務、収益分配金、償還金、一部解約金の支払いに関する事務の内容等が規定されています。
※2：「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づいて、あらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容に基づき締結されます。証券投資信託の運営に関する事項（運用方針、委託会社および受託会社の業務、受益者の権利、信託報酬、信託期間等）が規定されています。
※3：販売会社は、各取得申込受付日における取得申込金額の総額に相当する金額を、追加信託が行なわれる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払込みます。

◎委託会社および受託会社は、それぞれの業務に対する報酬を信託財産から収受します。また、販売会社には、委託会社から業務に対する代行手数料が支払われます。

ファンドの仕組み

- 当ファンドは、複数の投資信託証券に投資する「ファンド・オブ・ファンズ」です。
- 外国投資信託の受益証券を通じて、オーストラリアの株式への投資とオプション取引を組み合わせたカバードコール戦略を構築します。
- 当ファンドが投資対象とする外国投資信託では、直接株式への投資やオプション取引を行なわず、担保付スワップ取引を通じて、オーストラリアの株式への投資とオプション取引を組み合わせたカバードコール戦略の損益を享受します。

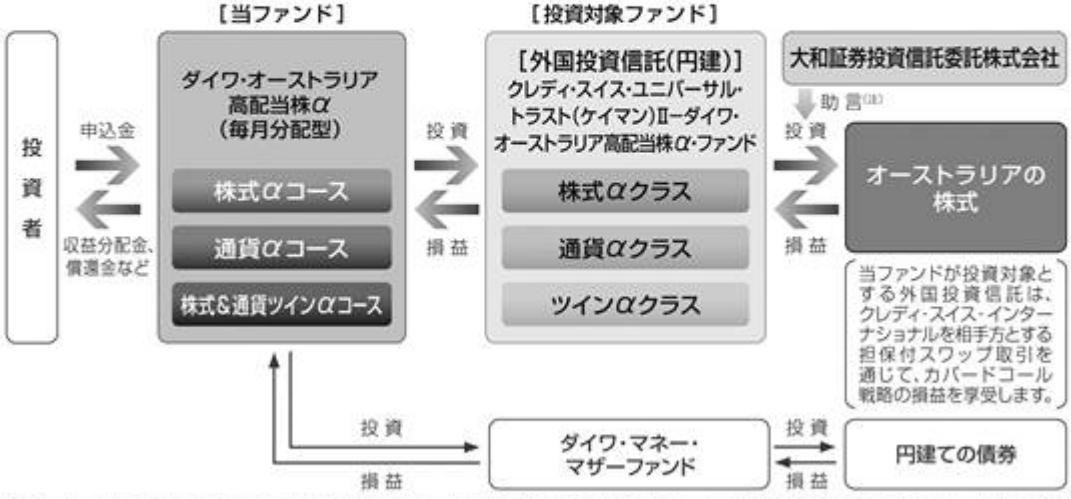

(注)オーストラリアの株式、株式カバードコール戦略、通貨カバードコール戦略の運用については、大和証券投資信託委託株式会社が助言を行ないます。

＜委託会社の概況（2019年7月末日現在）＞

・資本金の額　151億7,427万2,500円

・沿革

1959年12月12日	設立登記
1960年 2月17日	「証券投資信託法」に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得
1960年 4月 1日	営業開始
1985年11月 8日	投資助言・情報提供業務に関する兼業承認を受ける。
1995年 5月31日	「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づき投資顧問業の登録を受ける。
1995年 9月14日	「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づく投資一任契約にかかる業務の認可を受ける。
2007年 9月30日	「金融商品取引法」の施行に伴い、同法第29条の登録を受けたものとみなされる。 （金融商品取引業者登録番号：関東財務局長（金商）第352号）

・大株主の状況

名　称	住　所	所有株式数	比率
		株	%
株式会社大和証券グループ本社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	2,608,525	100.00

2　【投資方針】

(1)　【投資方針】

＜株式αコース＞

①　主要投資対象

次の有価証券を主要投資対象とします。

1. ケイマン籍の外国投資信託「クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト（ケイマン）Ⅱ－ダイワ・オーストラリア高配当株α・ファンド（株式αクラス）」（以下「オーストラリア高配当株α・ファンド（株式αクラス）」といいます。）の受益証券（円建）
2. ダイワ・マネー・マザーファンドの受益証券

②　投資態度

イ．主として、オーストラリア高配当株α・ファンド（株式αクラス）の受益証券を通じて、相対的に予想配当利回りの高いオーストラリア株式への投資と株式オプション取引を組み合わせたカバードコール戦略を構築し、高水準のインカム性収益の確保と信託財産の成長をめざします。

ロ．当ファンドは、オーストラリア高配当株α・ファンド（株式αクラス）とダイワ・マネー・マザーファンドに投資するファンド・オブ・ファンズです。通常の状態で、オーストラリア高配当株α・ファンド（株式αクラス）への投資割合を高位に維持することを基本とします。

ハ．オーストラリア高配当株α・ファンド（株式αクラス）では、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。

ニ．当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

＜通貨αコース＞

①　主要投資対象

次の有価証券を主要投資対象とします。

1. ケイマン籍の外国投資信託「クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト（ケイマン）Ⅱ－ダイワ・オーストラリア高配当株α・ファンド（通貨αクラス）」（以下「オーストラリア高配当株α・ファンド（通貨αクラス）」といいます。）の受益証券（円建）

2. ダイワ・マネー・マザーファンドの受益証券

②　投資態度

イ．主として、オーストラリア高配当株α・ファンド（通貨αクラス）の受益証券を通じて、相対的に予想配当利回りの高いオーストラリア株式への投資と通貨オプション取引を組み合わせたカバードコール戦略を構築し、高水準のインカム性収益の確保と信託財産の成長をめざします。

ロ．当ファンドは、オーストラリア高配当株α・ファンド（通貨αクラス）とダイワ・マネー・マザーファンドに投資するファンド・オブ・ファンズです。通常の状態で、オーストラリア高配当株α・ファンド（通貨αクラス）への投資割合を高位に維持することを基本とします。

ハ．オーストラリア高配当株α・ファンド（通貨αクラス）では、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。

ニ．当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

＜株式&通貨ツインαコース＞

①　主要投資対象

次の有価証券を主要投資対象とします。

1. ケイマン籍の外国投資信託「クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト（ケイマン）Ⅱ－ダイワ・オーストラリア高配当株α・ファンド（ツインαクラス）」（以下「オーストラリア高配当株α・ファンド（ツインαクラス）」といいます。）の受益証券（円建）

2. ダイワ・マネー・マザーファンドの受益証券

②　投資態度

イ．主として、オーストラリア高配当株α・ファンド（ツインαクラス）の受益証券を通じて、相対的に予想配当利回りの高いオーストラリア株式への投資と株式および通貨のオプション取引を組み合わせたカバードコール戦略を構築し、高水準のインカム性収益の確保と信託財産の成長をめざします。

ロ．当ファンドは、オーストラリア高配当株α・ファンド（ツインαクラス）とダイワ・マネー・マザーファンドに投資するファンド・オブ・ファンズです。通常の状態で、オーストラリア高配当株α・ファンド（ツインαクラス）への投資割合を高位に維持することを基本とします。

ハ．オーストラリア高配当株α・ファンド（ツインαクラス）では、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。

ニ．当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

＜投資先ファンドについて＞

投資先ファンドの選定の方針は次のとおりです。

1．株式αコース

投資先ファンドの名称	クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト（ケイマン）Ⅱ－ダイワ・オーストラリア高配当株α・ファンド（株式αクラス）
選定の方針	主として、相対的に予想配当利回りの高いオーストラリア株式への投資と株式オプション取引を組み合わせたカバードコール戦略を構築し、高水準のインカム性収益の確保と信託財産の成長をめざすファンドである。

2．通貨αコース

投資先ファンドの名称	クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト（ケイマン）Ⅱ－ダイワ・オーストラリア高配当株α・ファンド（通貨αクラス）
選定の方針	主として、相対的に予想配当利回りの高いオーストラリア株式への投資と通貨オプション取引を組み合わせたカバードコール戦略を構築し、高水準のインカム性収益の確保と信託財産の成長をめざすファンドである。

3．株式&通貨ツインαコース

投資先ファンドの名称	クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト（ケイマン）Ⅱ－ダイワ・オーストラリア高配当株α・ファンド（ツインαクラス）
選定の方針	主として、相対的に予想配当利回りの高いオーストラリア株式への投資と株式および通貨のオプション取引を組み合わせたカバードコール戦略を構築し、高水準のインカム性収益の確保と信託財産の成長をめざすファンドである。

くわしくは「1　ファンドの性格　(1) ファンドの目的及び基本的性格　＜ファンドの特色＞」をご参照下さい。

(2) 【投資対象】

＜株式αコース＞

①　当ファンドにおいて投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1．次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．約束手形

ハ．金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第6号に掲げるもの

2．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

②　委託会社は、信託金を、主として、大和証券投資信託委託株式会社を委託者とし三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された次の1．に掲げる親投資信託（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券、次の2．に掲げる外国投資信託（以下「組入外国投資信託」といいます。）の受益証券、ならびに次の3．から5.までに掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

1．ダイワ・マネー・マザーファンドの受益証券

2．ケイマン籍の外国投資信託「クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト（ケイマン）Ⅱ－ダイワ・オーストラリア高配当株α・ファンド（株式αクラス）」の受益証券（円建）

3．コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

4．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前3.の証券の性質を有するもの

5．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、前1.に掲げる投資信託の受益証券および前2.に掲げる外国投資信託の受益証券を「投資信託証券」といいます。

③　委託会社は、信託金を、前②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1．預金

2．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3．コール・ローン

4．手形割引市場において売買される手形

＜通貨αコース＞

①　（＜株式αコース＞と同規定）

②　委託会社は、信託金を、主として、大和証券投資信託委託株式会社を委託者とし三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された次の1．に掲げる親投資信託（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券、次の2．に掲げる外国投資信託（以下「組入外国投資信託」といいます。）の受益証券、ならびに次の3．から5.までに掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

1．ダイワ・マネー・マザーファンドの受益証券

2．ケイマン籍の外国投資信託「クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト（ケイマン）Ⅱ－ダイワ・オーストラリア高配当株α・ファンド（通貨αクラス）」の受益証券（円建）

3．コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

4．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前3.の証券の性質を有するもの

5．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、前1.に掲げる投資信託の受益証券および前2.に掲げる外国投資信託の受益証券を「投資信託証券」といいます。

③　（＜株式αコース＞と同規定）

＜株式&通貨ツインαコース＞

①　（＜株式αコース＞と同規定）

②　委託会社は、信託金を、主として、大和証券投資信託委託株式会社を委託者とし三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された次の1.に掲げる親投資信託（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券、次の2.に掲げる外国投資信託（以下「組入外国投資信託」といいます。）の受益証券、ならびに次の3.から5.までに掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

1.ダイワ・マネー・マザーファンドの受益証券

2.ケイマン籍の外国投資信託「クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト（ケイマン）Ⅱ－ダイワ・オーストラリア高配当株α・ファンド（ツインαクラス）」の受益証券（円建）

3.コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

4.外国または外国の者の発行する証券または証書で、前3.の証券の性質を有するもの

5.指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、前1.に掲げる投資信託の受益証券および前2.に掲げる外国投資信託の受益証券を「投資信託証券」といいます。

③　（＜株式αコース＞と同規定）

＜投資先ファンドについて＞

ファンドの純資産総額の10%を超えて投資する可能性がある投資先ファンドの内容は次のとおりです。

1.株式αコース

投資先ファンドの名称	クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト（ケイマン）Ⅱ－ダイワ・オーストラリア高配当株α・ファンド（株式αクラス）
運用の基本方針	主として、担保付スワップ取引を通じて、相対的に予想配当利回りの高いオーストラリア株式への投資と株式オプション取引を組み合わせたカバードコール戦略を構築し、信託財産の成長をめざします。
主要な投資対象	担保付スワップ取引
委託会社等の名称	管理会社：クレディ・スイス・マネジメント（ケイマン）リミテッド

2.通貨αコース

投資先ファンドの名称	クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト（ケイマン）Ⅱ－ダイワ・オーストラリア高配当株α・ファンド（通貨αクラス）
運用の基本方針	主として、担保付スワップ取引を通じて、相対的に予想配当利回りの高いオーストラリア株式への投資と通貨オプション取引を組み合わせたカバードコール戦略を構築し、信託財産の成長をめざします。
主要な投資対象	担保付スワップ取引
委託会社等の名称	管理会社：クレディ・スイス・マネジメント（ケイマン）リミテッド

3.株式&通貨ツインαコース

投資先ファンドの名称	クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト（ケイマン）Ⅱ－ダイワ・オーストラリア高配当株α・ファンド（ツインαクラス）
運用の基本方針	主として、担保付スワップ取引を通じて、相対的に予想配当利回りの高いオーストラリア株式への投資と株式オプション取引を組み合わせた株式カバードコール戦略に加えて、通貨オプション取引を組み合わせた通貨カバードコール戦略を構築し、信託財産の成長をめざします。
主要な投資対象	担保付スワップ取引
委託会社等の名称	管理会社：クレディ・スイス・マネジメント（ケイマン）リミテッド

くわしくは「1　ファンドの性格　(1) ファンドの目的及び基本的性格　＜ファンドの特色＞」をご参照下さい。

(3) 【運用体制】

① 運用体制

ファンドの運用体制は、以下のとおりとなっています。

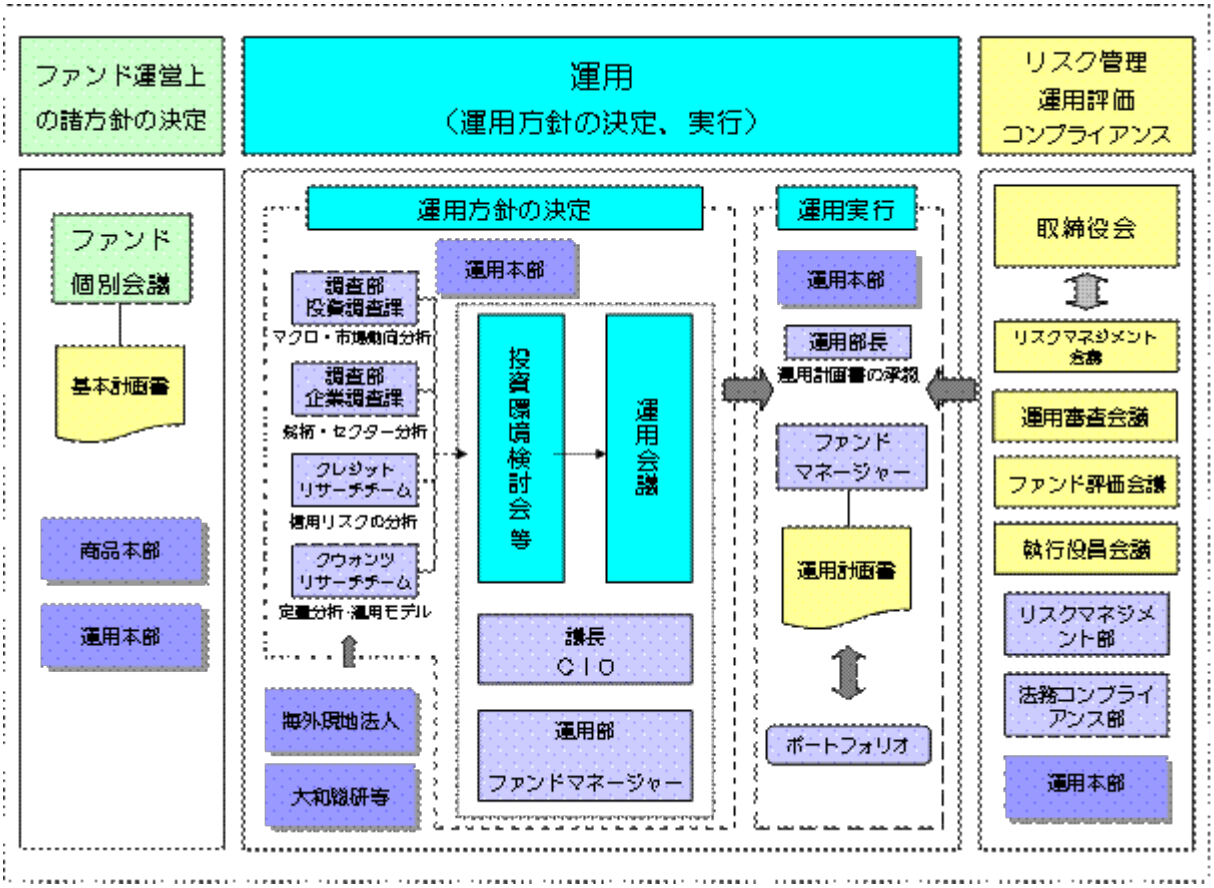

② 運用方針の決定にかかる過程

運用方針は次の過程を経て決定しております。

イ．基本計画書の策定

ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書を経営会議の分科会であるファンド個別会議において審議・決定します。

ロ．投資環境の検討

運用最高責任者であるCIO（Chief Investment Officer）が議長となり、原則として月1回投資環境検討会を開催し、投資環境について検討します。

ハ．基本的な運用方針の決定

CIOが議長となり、原則として月1回運用会議を開催し、基本的な運用方針を決定します。

ニ．運用計画書の作成・承認

ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用会議で決定された基本的な運用方針にしたがって運用計画書を作成します。運用部長は、ファンドマネージャーから提示を受けた運用計画書について、基本計画書および運用会議の決定事項との整合性等を確認し、承認します。

③　職務権限

ファンド運用の意思決定機能を担う運用本部において、各職位の主たる職務権限は、社内規則によって、次のように定められています。

イ．CIO（Chief Investment Officer）（1名）

運用最高責任者として、次の職務を遂行します。

・ファンド運用に関する組織運営
・ファンドマネージャーの任命・変更
・運用会議の議長として、基本的な運用方針の決定
・各ファンドの分配政策の決定
・代表取締役に対する随時の的確な状況報告
・その他ファンドの運用に関する重要事項の決定

ロ．Deputy-CIO（0～5名程度）

CIOを補佐し、その指揮を受け、職務を遂行します。

ハ．インベストメント・オフィサー（0～5名程度）

CIOおよびDeputy-CIOを補佐し、その指揮を受け、職務を遂行します。

ニ．運用部長（各運用部に1名）

ファンドマネージャーが策定する運用計画を承認します。

ホ．ファンドマネージャー

ファンドの運用計画を策定して、これに沿ってポートフォリオを構築します。

④　ファンド評価会議、運用審査会議、リスクマネジメント会議および執行役員会議

次のとおり各会議体において必要な報告・審議等を行なっています。これら会議体の事務局となる内部管理関連部門の人員は30～40名程度です。

イ．ファンド評価会議

運用実績・運用リスクの状況について、分析・検討を行ない、運用部にフィードバックします。

ロ．運用審査会議

経営会議の分科会として、ファンドの運用実績の状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

ハ．リスクマネジメント会議

経営会議の分科会として、ファンドの運用リスクの状況・運用リスク管理等の状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

ニ．執行役員会議

経営会議の分科会として、法令等の遵守状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

⑤　受託会社に対する管理体制

受託会社に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行なっています。また、受託会社より内部統制の整備および運用状況の報告書を受け取っています。

※　上記の運用体制は2019年7月末日現在のものであり、変更となる場合があります。

(4)【分配方針】

＜各ファンド共通＞

①　分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。

②　原則として、継続的な分配を行なうことを目標に、基準価額の水準を勘案して分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。

③　留保益は、前(1)に基づいて運用します。

(5)【投資制限】

＜各ファンド共通＞

①　株式（信託約款）

株式への直接投資は、行ないません。

②　投資信託証券（信託約款）

投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。

③　外貨建資産（信託約款）

外貨建資産への直接投資は、行ないません。

④　信用リスク集中回避（信託約款）

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

⑤　資金の借入れ（信託約款）

イ．委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

ロ．一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から、信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または解約代金の入金日までの間、もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

ハ．収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

ニ．借入金の利息は信託財産中から支弁します。

＜参　考＞投資対象ファンドについて

1．クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト（ケイマン）Ⅱ－ダイワ・オーストラリア高配当株α・ファンド（株式αクラス）

2．クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト（ケイマン）Ⅱ－ダイワ・オーストラリア高配当株α・ファンド（通貨αクラス）

3．クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト（ケイマン）Ⅱ－ダイワ・オーストラリア高配当株α・ファンド（ツインαクラス）

「1　ファンドの性格　(1) ファンドの目的及び基本的性格　＜ファンドの特色＞」をご参照下さい。

4．ダイワ・マネー・マザーファンド

※下記以外の項目（「基本方針」、「投資態度」、「運用管理費用（信託報酬）」等）については、「1　ファンドの性格　(1) ファンドの目的及び基本的性格　＜ファンドの特色＞」をご参照下さい。

主な投資制限	①　株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限ります。）の行使等により取得したものに限ります。 株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。 ②　投資信託証券への投資は、行ないません。 ③　同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ④　同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ⑤　外貨建資産への投資は、行ないません。
償還条項	信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

3　【投資リスク】

(1) 価額変動リスク

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、株式への投資とオプション取引を組み合わせたカバードコール戦略を構築しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。委託会社の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。

投資信託は預貯金とは異なります。

投資者のみなさまにおかれましては、当ファンドの内容・リスクを十分ご理解のうえお申込み下さいますよう、よろしくお願い申上げます。

基準価額の主な変動要因については、次のとおりです。

① 株価の変動（価格変動リスク・信用リスク）

株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。株価は、短期的または長期的に大きく下落することがあります（発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。）。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

当ファンドの基準価額は、株価変動の影響を大きく受けます。

② 外国証券への投資に伴うリスク

イ．為替リスク

〈為替変動のイメージ図〉

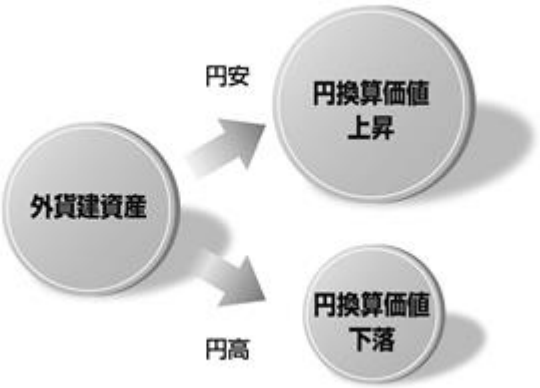

※上図はイメージ図であり、当ファンドの運用成果を表すものではありません。

外貨建資産の円換算価値は、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

当ファンドにおいて、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。そのため、基準価額は為替レートの変動の影響を直接受けます。

ロ．カントリー・リスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。

③ カバードコール戦略の利用に伴うリスク

＜株式αコース＞

オプションプレミアムの水準は、オプション売却時の株価水準、権利行使価格、株価変動率（ボラティリティ）、満期日までの期間、金利水準、配当金額、需給等により決定されます。想定したオプションプレミアムが確保できない場合もあります。

株価水準や株価変動率の変動等によりコール・オプションの評価値が変動し、損失を被る場合があります。

株式カバードコール戦略では、株価が上昇した場合の値上がり益が限定されるため、株式のみに投資した場合に対して投資成果が劣後する可能性があります。戦略再構築を重ねた場合、株価が下落しその後当初の水準程度まで回復しても、基準価額の回復は株価に
比べて緩やかになる可能性があります。

当ファンドでは個別銘柄ごとにカバードコール戦略を構築するため、株価上昇時の値上がり益が個別銘柄ごとに限定される結果、投資成果が株式市場全体の動きに対して劣後する可能性があります。

＜通貨αコース＞

オプションプレミアムの水準は、オプション売却時の為替水準、権利行使価格、為替変動率（ボラティリティ）、満期日までの期間、金利水準、需給等により決定されます。想定したオプションプレミアムが確保できない場合もあります。

為替水準や為替変動率の変動等によりコール・オプションの評価値が変動し、損失を被る場合があります。

通貨カバードコール戦略では、円に対する豪ドルの為替レートが上昇した場合の為替差益が限定されるため、通貨カバードコール戦略を構築しなかった場合に対して投資成果が劣後する可能性があります。戦略再構築を重ねた場合、円に対する豪ドルが下落しその後当初の水準程度まで回復しても、基準価額の回復は為替レートに比べて緩やかになる可能性があります。

＜株式&通貨ツインαコース＞

上記の＜株式αコース＞および＜通貨αコース＞の両方を含みます。

④　スワップ取引の利用に伴うリスク

スワップ取引の相手方に債務不履行や倒産その他の事態が生じた場合、カバードコール戦略の投資成果を享受することができず、ファンドの運用の継続が困難となり、予想外の損失を被る可能性があります。また、スワップ取引の相手方から受入れた担保を想定した価格で処分できない場合があることから損失を被る可能性があります。

当ファンドが投資対象とする外国投資信託は、スワップ取引の相手方が取引する株式やオプションについて何ら権利を有しません。

⑤　その他

イ．解約資金を手当てするため組入証券を売却する際、市場規模や市場動向によっては当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

ロ．ファンド資産をコール・ローン、譲渡性預金証書等の短期金融資産で運用する場合、債務不履行により損失が発生することがあります（信用リスク）。この場合、基準価額が下落する要因となります。

(2) 換金性等が制限される場合

通常と異なる状況において、お買付け・ご換金に制限を設けることがあります。

①　金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、お買付け、ご換金の申込みの受付けを中止することがあります。

②　ご換金の申込みの受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日のご換金の申込みを撤回することができます。ただし、受益者がそのご換金の申込みを撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にご換金の申込みを受付けたものとして取扱います。

(3) その他の留意点

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

(4) リスク管理体制

運用リスク管理体制（※）は、以下のとおりとなっています。

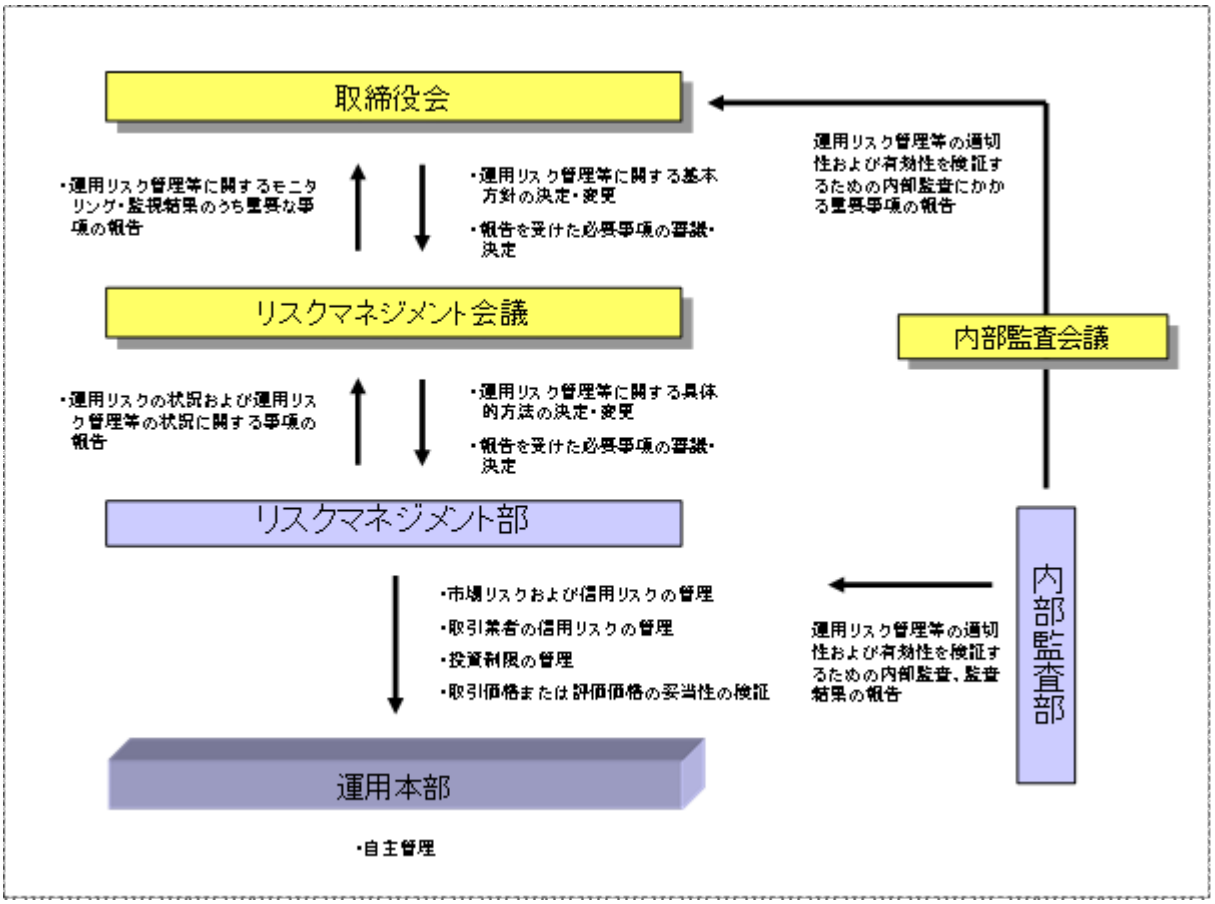

※　**流動性リスクに対する管理体制**

当社では、運用リスクのうち、大量の解約・換金によって必要となる資金の確保のために合理的な条件での取引が困難となるリスク、および市場の混乱、取引所における休業、取引の停止等により市場において取引ができないまたは合理的な条件での取引が困難となるリスクを「流動性リスク」とし、当社の運用する信託財産における流動性リスクの防止および流動性リスク発生時における円滑な事務遂行を目的とした事前対策、ならびに流動性リスク発生時における対応策（コンティンジェンシー・プラン）を定めています。

参考情報

●下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。右のグラフは過去5年間における年間騰落率（各月末における直近1年間の騰落率）の平均・最大・最小を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示しています。また左のグラフはファンドの過去5年間における年間騰落率の推移を表示しています。

ファンドの年間騰落率と分配金再投資基準価額の推移

他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

［ダイワ・オーストラリア高配当株α（毎月分配型）株式αコース］

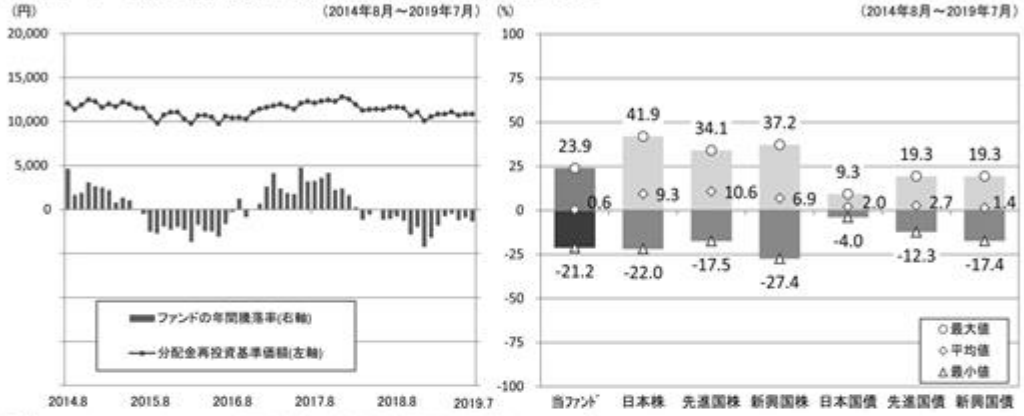

［ダイワ・オーストラリア高配当株α（毎月分配型）通貨αコース］

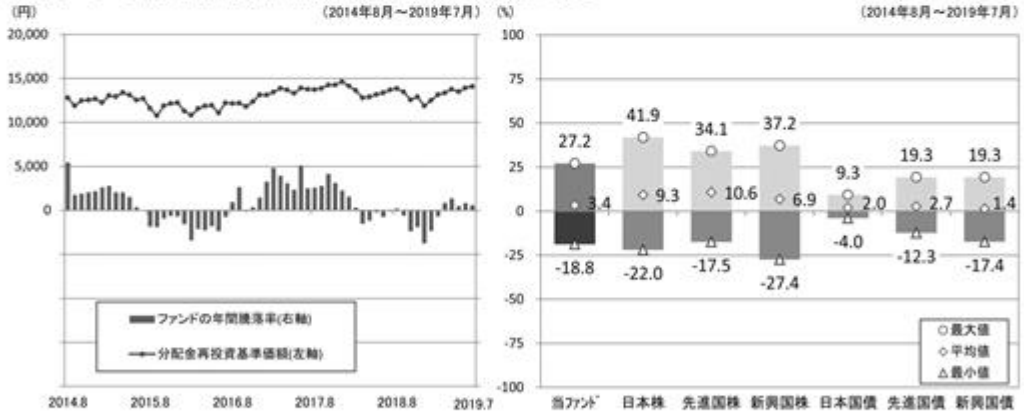

［ダイワ・オーストラリア高配当株α（毎月分配型）株式&通貨ツインαコース］

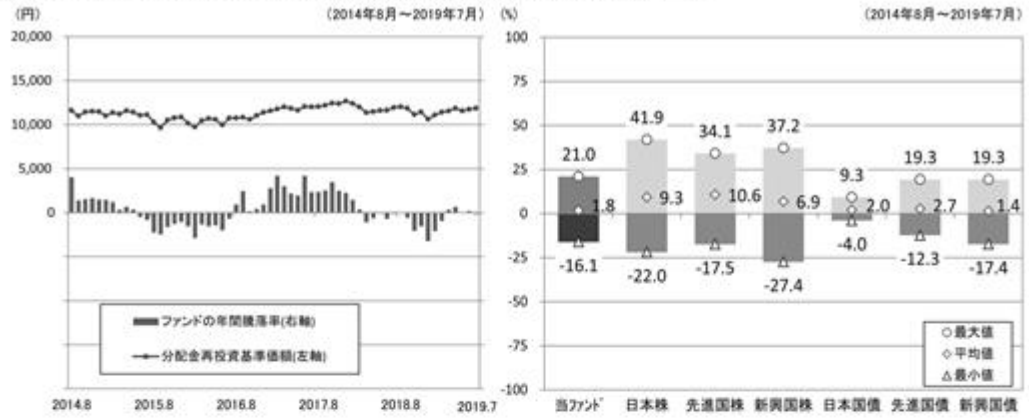

※各資産クラスは、ファンドの投資対象を表しているものではありません。
※ファンドの年間騰落率は、分配金（税引前）を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
※ファンドの年間騰落率において、過去5年間分のデータが算出できない場合は以下のルールで表示しています。
①年間騰落率に該当するデータがない場合には表示されません。
②年間騰落率が算出できない期間がある場合には、算出可能な期間についてのみ表示しています。
③インデックスファンドにおいて、①②に該当する場合には、当該期間についてベンチマークの年間騰落率で代替して表示します。

※資産クラスについて
日 本 株：東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
先進国株：MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)
新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
日本国債：NOMURA-BPI国債
先進国債：FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
新興国債：JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックス― エマージング・マーケッツ グローバル ダイバーシファイド(円ベース)

※指数について
●TOPIXは東証が算出・公表し、指数値、商標など一切の権利は株式会社東京証券取引所が所有しています。●MSCIコクサイ・インデックスおよびMSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.が開発した指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。またMSCI Inc.は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。●NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が公表する国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組み入れ基準に基づいて構成された国債ポートフォリオのパフォーマンスをもとに算出されます。NOMURA-BPI国債の知的財産権とその他一切の権利は野村證券株式会社に帰属しています。また、同社は当該指数の正確性、完全性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。●FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。●JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックス― エマージング・マーケッツ グローバル ダイバーシファイドは、信頼性が高いとみなす情報に基づき作成していますが、J.P. Morganはその完全性・正確性を保証するものではありません。本指数は許諾を受けて使用しています。J.P. Morganからの書面による事前承認なしに本指数を複製・使用・頒布することは認められていません。Copyright 2016, J.P. Morgan Chase & Co. All rights reserved.

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

① 販売会社におけるお買付時の申込手数料の料率の上限は、3.3%（税抜3.0%）となっています。具体的な手数料の料率等については、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。

・お電話によるお問合わせ先（委託会社）

電話番号（コールセンター）　0120-106212

（営業日の9:00～17:00）

＜スイッチング（乗換え）について＞

・「ダイワ・オーストラリア高配当株α（毎月分配型）」を構成する各ファンドの受益者が、保有する受益権を換金した手取金をもって、他の構成ファンドの受益権の取得申込みを行なうことをいいます。

・スイッチング（乗換え）の申込みの際には、換金の申込みを行なうファンドと、取得の申込みを行なうファンドをご指示下さい。

・スイッチング（乗換え）にかかる申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は、スイッチング（乗換え）の金額から差引かせていただきます。

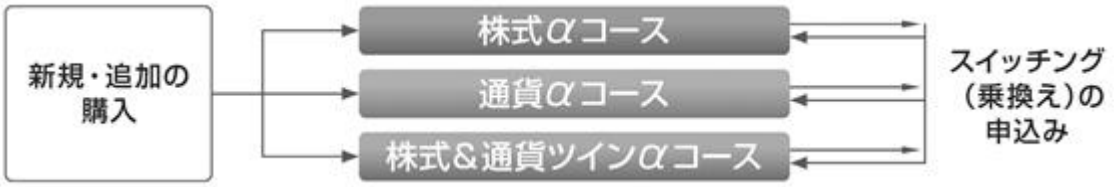

②　申込手数料には、消費税等が課されます。

③　「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

申込手数料は、お買付時の商品説明または商品情報の提供、投資情報の提供、取引執行等の対価です。くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。

(2)　【換金(解約)手数料】

①　換金手数料

ありません。

②　信託財産留保額

信託終了前の解約の際に1万口当たり一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額の0.3%を信託財産留保額としてご負担いただきます。

(3)　【信託報酬等】

①　信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率1.353%（税抜1.23%）を乗じて得た額とします。信託報酬は、毎日計上され、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

②　信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

③　信託報酬にかかる委託会社、販売会社、受託会社への配分については、純資産総額に対し次のとおりです。

委託会社	販売会社	受託会社

年率0.40% （税抜）	年率0.80% （税抜）	年率0.03% （税抜）

※上記の信託報酬の配分には、別途消費税率を乗じた額がかかります。

④　前③の販売会社への配分は、販売会社の行なう業務に対する代行手数料であり、委託会社が一旦信託財産から収受した後、販売会社に支払われます。

⑤　当ファンドの信託報酬等のほかに、投資対象ファンドに関しても信託報酬等がかかります。当ファンドの信託報酬に投資対象ファンドの信託報酬等を加えた、投資者が実質的に負担する信託報酬率は、「株式αコース」、「通貨αコース」については年率1.923%（税込）程度、「株式＆通貨αコース」については年率2.023%（税込）程度です。

（注）投資対象ファンドの信託報酬等については、「1　ファンドの性格　(1) ファンドの目的及び基本的性格　＜ファンドの特色＞」の「投資対象ファンドの概要」をご参照下さい。

信託報酬を対価とする役務の内容は、配分先に応じて、それぞれ以下のとおりです。

委託会社：ファンドの運用と調査、受託会社への運用指図、基準価額の計算、目論見書・運用報告書の作成等の対価

販売会社：運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価

受託会社：運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

(4) 【その他の手数料等】

①　信託財産において資金借入れを行なった場合、当該借入金の利息は信託財産中より支弁します。

②　信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

③　信託財産に属する有価証券等に関連して発生した訴訟係争物たる権利その他の権利に基づいて益金が生じた場合、当該支払いに際して特別に必要となる費用（データ処理費用、郵送料等）は、受益者の負担とし、当該益金から支弁します。

④　信託財産で有価証券の売買を行なう際に発生する売買委託手数料、当該売買委託手数料にかかる消費税等に相当する金額、信託財産に属する資産を外国で保管する場合の費用は、信託財産中より支弁します。

（※）「その他の手数料等」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

＜投資対象ファンドより支弁する手数料等＞

各ファンドの投資対象等に応じて、信託財産に関する租税、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を支弁します。その他、マザーファンドを除く投資対象ファンドからは監査報酬を支弁します。

(5) 【課税上の取扱い】

課税上は株式投資信託として取扱われます。

① 個人の投資者に対する課税

イ．収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として課税され、20%（所得税15%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行なわれ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）を選択することもできます。ただし、2037年12月31日まで基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）となります。

ロ．解約金および償還金に対する課税

一部解約時および償還時の差益（解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料（税込）を含む）を控除した利益）については、譲渡所得とみなされ、20%（所得税15%および地方税5%）の税率により、申告分離課税が適用されます。ただし、2037年12月31日まで基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）となります。

ハ．損益通算について

一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、上場株式等（特定公社債、公募公社債投資信託を含みます。）の譲渡益および償還差益と相殺することができ、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得および利子所得との損益通算も可能となります。また、翌年以後3年間、上場株式等の譲渡益・償還差益および配当等・利子から繰越控除することができます。一部解約時および償還時の差益については、他の上場株式等の譲渡損および償還差損との相殺が可能となります。

なお、特定口座にかかる課税上の取扱いにつきましては、販売会社にお問合わせ下さい。

※少額投資非課税制度「愛称：ＮＩＳＡ（ニーサ）」をご利用の場合

公募株式投資信託は、税法上、少額投資非課税制度「ＮＩＳＡ（ニーサ）」の適用対象です。満20歳以上の方を対象としたＮＩＳＡをご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります（他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。）。また、20歳未満の方を対象とした非課税制度「ジュニアＮＩＳＡ」をご利用の場合、毎年、年間80万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります（他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。）。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方となります。当ファンドの非課税口座における取扱いは販売会社により異なる場合があります。くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。

② 法人の投資者に対する課税

法人の投資者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、配当所得として課税され、15%（所得税15%）の税率で源泉徴収※され法人の受取額となります。地方税の源泉徴収はありません。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）には課税されません。ただし、2037年12月31日まで基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は

15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）となります。なお、益金不算入制度の適用はありません。

※源泉徴収された税金は法人税額から控除されます。

＜注1＞個別元本について

① 投資者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該投資者の元本（個別元本）にあたります。

② 投資者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該投資者が追加信託を行なうつど当該投資者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問合わせ下さい。

③ 投資者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該投資者の個別元本となります。

＜注2＞収益分配金の課税について

① 追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（投資者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

② 投資者が収益分配金を受取る際、イ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本と同額の場合または当該投資者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、ロ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

（※）2020年1月1日以降の分配時において、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

（※）上記は、2019年7月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

（※）課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5 【運用状況】

【ダイワ・オーストラリア高配当株α（毎月分配型） 株式αコース】

(1) 【投資状況】 (2019年7月31日現在)

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	239,697,735	98.85
内 ケイマン諸島	239,697,735	98.85
親投資信託受益証券	99,931	0.04
内 日本	99,931	0.04
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	2,694,266	1.11
純資産総額	242,491,932	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(2) 【投資資産】 (2019年7月31日現在)

① 【投資有価証券の主要銘柄】

イ．主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	株数、口数 または 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資比率 (%)
1	AUSTRALIAN HIGH DIVIDEND EQUITY ALPHA (EQUITY ALPHA CLASS)	ケイマン諸島	投資信託受益証券	5,107,885.33	47.13 240,765,283	46.92 239,697,735	98.85
2	ダイワ・マネー・マザーファンド	日本	親投資信託受益証券	98,203	1.0176 99,931	1.0176 99,931	0.04

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ．投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
投資信託受益証券	98.85%
親投資信託受益証券	0.04%
合計	98.89%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ．投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
第1特定期間末 (2013年7月17日)	2,289,189,696	2,310,665,188	0.9594	0.9684
第2特定期間末 (2014年1月17日)	2,288,817,170	2,310,083,865	0.9686	0.9776
第3特定期間末 (2014年7月17日)	1,908,615,068	1,925,900,307	0.9938	1.0028
第4特定期間末 (2015年1月19日)	1,649,720,704	1,665,143,435	0.9627	0.9717
第5特定期間末 (2015年7月17日)	1,418,090,870	1,432,307,871	0.8977	0.9067
第6特定期間末 (2016年1月18日)	601,317,777	609,135,233	0.6923	0.7013
第7特定期間末 (2016年7月19日)	432,666,447	438,218,178	0.7014	0.7104
第8特定期間末 (2017年1月17日)	356,581,355	361,094,907	0.7110	0.7200
第9特定期間末 (2017年7月18日)	353,505,250	358,110,695	0.6908	0.6998
第10特定期間末 (2018年1月17日)	364,556,693	369,539,382	0.6585	0.6675
第11特定期間末 (2018年7月17日)	319,307,339	324,466,646	0.5570	0.5660
2018年7月末日	311,777,311	－	0.5536	－
8月末日	307,470,693	－	0.5441	－
9月末日	339,651,529	－	0.5307	－
10月末日	305,825,041	－	0.4849	－

11月末日	303,731,658	－	0.4976	－
12月末日	267,615,566	－	0.4471	－
第12特定期間末 (2019年1月17日)	271,527,216	275,101,274	0.4558	0.4618
2019年1月末日	264,441,031	－	0.4614	－
2月末日	264,706,621	－	0.4685	－
3月末日	257,147,276	－	0.4623	－
4月末日	259,988,089	－	0.4670	－
5月末日	248,473,298	－	0.4452	－
6月末日	248,973,971	－	0.4447	－
第13特定期間末 (2019年7月17日)	244,751,139	248,083,600	0.4407	0.4467
7月末日	242,491,932	－	0.4385	－

② 【分配の推移】

	1口当たり分配金(円)
第1特定期間	0.0450
第2特定期間	0.0540
第3特定期間	0.0540
第4特定期間	0.0540
第5特定期間	0.0540
第6特定期間	0.0540
第7特定期間	0.0540
第8特定期間	0.0540
第9特定期間	0.0540
第10特定期間	0.0540
第11特定期間	0.0540
第12特定期間	0.0420
第13特定期間	0.0360

③ 【収益率の推移】

	収益率(%)
第1特定期間	0.4
第2特定期間	6.6
第3特定期間	8.2
第4特定期間	2.3
第5特定期間	△1.1
第6特定期間	△16.9
第7特定期間	9.1

第8特定期間	9.1
第9特定期間	4.8
第10特定期間	3.1
第11特定期間	△7.2
第12特定期間	△10.6
第13特定期間	4.6

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定数量(口)	解約数量(口)
第1特定期間	1,348,544,480	355,568,917
第2特定期間	341,791,580	364,991,311
第3特定期間	253,328,926	695,712,897
第4特定期間	49,420,417	256,365,769
第5特定期間	46,159,379	180,129,336
第6特定期間	17,978,994	729,039,560
第7特定期間	16,459,803	268,207,005
第8特定期間	34,793,857	150,147,171
第9特定期間	117,122,034	106,911,626
第10特定期間	113,734,624	71,818,627
第11特定期間	75,621,775	55,997,579
第12特定期間	112,480,334	90,060,327
第13特定期間	25,838,932	66,105,027

(注) 当初設定数量は1,393,190,320口です。

（参考）マザーファンド

ダイワ・マネー・マザーファンド

(1) 投資状況（2019年7月31日現在）

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	69,491,747,959	100.00
純資産総額	69,491,747,959	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(2) 投資資産（2019年7月31日現在）

① 投資有価証券の主要銘柄

イ．主要銘柄の明細

該当事項はありません。

ロ．投資有価証券の種類別投資比率

該当事項はありません。

ハ．投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

（参考情報）運用実績

●ダイワ・オーストラリア高配当株α（毎月分配型） 株式αコース

2019年7月31日現在　　※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準価額・純資産の推移

基準価額	4,385円
純資産総額	2.4億円

基準価額の騰落率

期間	ファンド
1カ月間	-0.1%
3カ月間	-2.2%
6カ月間	2.8%
1年間	-6.8%
3年間	2.4%
5年間	-8.2%
設定来	8.3%

※上記の「基準価額の騰落率」とは、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

※「分配金再投資基準価額」は、分配金（税引前）を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。
※基準価額の計算において実質的な運用管理費用（信託報酬）は控除しています。

分配の推移（10,000口当たり、税引前）

直近1年間分配金合計額：780円　　設定来分配金合計額：6,630円

決算期	第66期 18年8月	第67期 18年9月	第68期 18年10月	第69期 18年11月	第70期 18年12月	第71期 19年1月	第72期 19年2月	第73期 19年3月	第74期 19年4月	第75期 19年5月	第76期 19年6月	第77期 19年7月
分配金	90円	90円	60円	60円	60円	60円	60円	60円	60円	60円	60円	60円

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

主要な資産の状況　　※比率は、純資産総額に対するものです。

組入上位10ファンド

運用会社名	ファンド名	比率
クレディ・スイス・マネジメント（ケイマン）リミテッド	オーストラリア高配当株α・ファンド（株式αクラス）	98.8%
大和証券投資信託委託	ダイワ・マネー・マザーファンド	0.0%
合計		98.9%

年間収益率の推移

当ファンドにはベンチマークはありません。

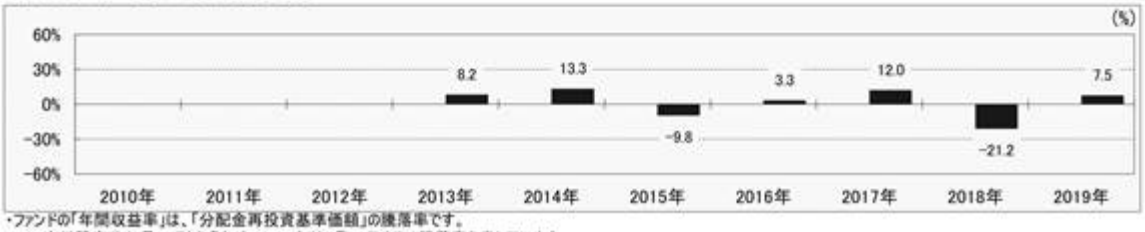

・ファンドの「年間収益率」は、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。
・2013年は設定日（1月23日）から年末、2019年は7月31日までの騰落率を表しています。

最新の運用実績は、委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

【ダイワ・オーストラリア高配当株α（毎月分配型）　通貨αコース】

(1) 【投資状況】 (2019年7月31日現在)

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	987,271,416	98.24
内 ケイマン諸島	987,271,416	98.24
親投資信託受益証券	99,931	0.01
内 日本	99,931	0.01
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	17,572,988	1.75
純資産総額	1,004,944,335	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(2) 【投資資産】 (2019年7月31日現在)

① 【投資有価証券の主要銘柄】

イ．主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	株数、口数 または 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資比率 (%)
1	AUSTRALIAN HIGH DIVIDEND EQUITY ALPHA (CURRENCY ALPHA CLASS)	ケイマン諸島	投資信託受益証券	15,840,950.77	61.29 971,002,759	62.32 987,271,416	98.24
2	ダイワ・マネー・マザーファンド	日本	親投資信託受益証券	98,203	1.0176 99,931	1.0176 99,931	0.01

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ．投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
投資信託受益証券	98.24%
親投資信託受益証券	0.01%
合計	98.25%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ．投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
第1特定期間末 (2013年7月17日)	2,755,293,769	2,780,736,698	0.9746	0.9836
第2特定期間末 (2014年1月17日)	2,480,272,052	2,502,004,047	1.0272	1.0362
第3特定期間末 (2014年7月17日)	1,526,991,569	1,539,822,516	1.0711	1.0801
第4特定期間末 (2015年1月19日)	1,342,406,967	1,354,485,084	1.0003	1.0093
第5特定期間末 (2015年7月17日)	1,438,623,283	1,451,544,835	1.0020	1.0110
第6特定期間末 (2016年1月18日)	645,140,854	652,612,341	0.7771	0.7861
第7特定期間末 (2016年7月19日)	653,421,898	660,660,383	0.8124	0.8214
第8特定期間末 (2017年1月17日)	492,484,566	497,684,708	0.8524	0.8614
第9特定期間末 (2017年7月18日)	581,077,875	587,405,229	0.8265	0.8355
第10特定期間末 (2018年1月17日)	649,559,425	656,876,853	0.7989	0.8079
第11特定期間末 (2018年7月17日)	754,762,009	764,308,067	0.7116	0.7206
2018年7月末日	761,611,398	－	0.7118	－
8月末日	829,370,750	－	0.7114	－
9月末日	812,344,225	－	0.6818	－
10月末日	753,696,970	－	0.6273	－
11月末日	872,205,188	－	0.6357	－
12月末日	801,926,017	－	0.5763	－
第12特定期間末 (2019年1月17日)	814,740,560	827,137,685	0.5915	0.6005

2019年1月末日	842,254,631	－	0.5981	－
2月末日	911,525,276	－	0.6195	－
3月末日	969,099,835	－	0.6197	－
4月末日	1,015,234,936	－	0.6298	－
5月末日	932,221,432	－	0.6081	－
6月末日	967,401,233	－	0.6182	－
第13特定期間末 (2019年7月17日)	987,585,618	1,002,226,471	0.6071	0.6161
7月末日	1,004,944,335	－	0.6168	－

② 【分配の推移】

	1口当たり分配金(円)
第1特定期間	0.0450
第2特定期間	0.0540
第3特定期間	0.0540
第4特定期間	0.0540
第5特定期間	0.0540
第6特定期間	0.0540
第7特定期間	0.0540
第8特定期間	0.0540
第9特定期間	0.0540
第10特定期間	0.0540
第11特定期間	0.0540
第12特定期間	0.0540
第13特定期間	0.0540

③ 【収益率の推移】

	収益率(%)
第1特定期間	2.0
第2特定期間	10.9
第3特定期間	9.5
第4特定期間	△1.6
第5特定期間	5.6
第6特定期間	△17.1
第7特定期間	11.5
第8特定期間	11.6
第9特定期間	3.3
第10特定期間	3.2
第11特定期間	△4.2

第12特定期間	△9.3
第13特定期間	11.8

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定数量(口)	解約数量(口)
第1特定期間	2,156,041,210	481,517,768
第2特定期間	193,960,948	606,286,905
第3特定期間	54,556,757	1,043,562,124
第4特定期間	115,775,104	199,422,832
第5特定期間	198,633,978	104,919,048
第6特定期間	59,049,220	664,611,935
第7特定期間	56,314,233	82,203,413
第8特定期間	56,629,396	283,111,936
第9特定期間	287,346,556	162,100,748
第10特定期間	227,196,920	117,188,721
第11特定期間	308,977,543	61,351,909
第12特定期間	388,194,173	71,408,991
第13特定期間	453,874,373	204,571,268

(注)　当初設定数量は1,152,468,696口です。

（参考）マザーファンド

ダイワ・マネー・マザーファンド

前記「ダイワ・オーストラリア高配当株α（毎月分配型）　株式αコース」の記載と同じ。

（参考情報）運用実績

●ダイワ・オーストラリア高配当株α（毎月分配型） 通貨αコース

2019年7月31日現在　　※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準価額・純資産の推移

基準価額	6,168円
純資産総額	10億円

基準価額の騰落率

期間	ファンド
1カ月間	1.3%
3カ月間	2.4%
6カ月間	12.6%
1年間	2.9%
3年間	15.3%
5年間	10.8%
設定来	40.8%

※上記の「基準価額の騰落率」とは、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

※「分配金再投資基準価額」は、分配金（税引前）を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。
※基準価額の計算において実質的な運用管理費用（信託報酬）は控除しています。

分配の推移（10,000口当たり、税引前）

直近1年間分配金合計額：1,080円　　設定来分配金合計額：6,930円

決算期	第66期 18年8月	第67期 18年9月	第68期 18年10月	第69期 18年11月	第70期 18年12月	第71期 19年1月	第72期 19年2月	第73期 19年3月	第74期 19年4月	第75期 19年5月	第76期 19年6月	第77期 19年7月
分配金	90円	90円	90円	90円	90円	90円	90円	90円	90円	90円	90円	90円

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

主要な資産の状況　　※比率は、純資産総額に対するものです。

組入上位10ファンド

運用会社名	ファンド名	比率
クレディ・スイス・マネジメント（ケイマン）リミテッド	オーストラリア高配当株α・ファンド（通貨αクラス）	98.2%
大和証券投資信託委託	ダイワ・マネー・マザーファンド	0.0%
合計		98.3%

年間収益率の推移

当ファンドにはベンチマークはありません。

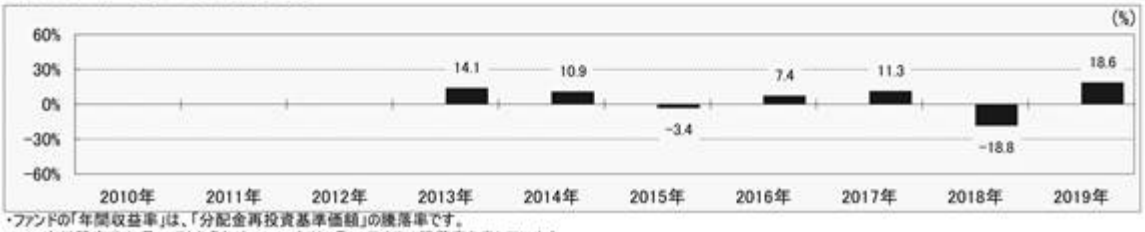

・ファンドの「年間収益率」は、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。
・2013年は設定日（1月23日）から年末、2019年は7月31日までの騰落率を表しています。

最新の運用実績は、委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

【ダイワ・オーストラリア高配当株α（毎月分配型）　株式＆通貨ツインαコース】

(1) 【投資状況】 (2019年7月31日現在)

投資状況

投資資産の種類		時価(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券		9,876,435,645	98.85
	内 ケイマン諸島	9,876,435,645	98.85
親投資信託受益証券		999,312	0.01
	内 日本	999,312	0.01
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		113,797,927	1.14
純資産総額		9,991,232,884	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(2) 【投資資産】（2019年7月31日現在）

① 【投資有価証券の主要銘柄】

イ．主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	株数、口数 また は 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資比率 (%)
1	AUSTRALIAN HIGH DIVIDEND EQUITY ALPHA (TWIN ALPHA CLASS)	ケイマン諸島	投資信託受益証券	301,837,830.3	32.49 9,809,427,647	32.72 9,876,435,645	98.85
2	ダイワ・マネー・マザーファンド	日本	親投資信託受益証券	982,029	1.0176 999,312	1.0176 999,312	0.01

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ．投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
投資信託受益証券	98.85%
親投資信託受益証券	0.01%
合計	98.86%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ．投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
第1特定期間末 (2013年7月17日)	72,731,434,627	73,845,642,178	0.9139	0.9279
第2特定期間末 (2014年1月17日)	73,751,076,011	74,893,446,810	0.9038	0.9178
第3特定期間末 (2014年7月17日)	62,033,199,389	63,015,255,382	0.8843	0.8983
第4特定期間末 (2015年1月19日)	52,249,290,867	53,187,290,802	0.7798	0.7938
第5特定期間末 (2015年7月17日)	43,373,873,925	44,233,913,938	0.7061	0.7201
第6特定期間末 (2016年1月18日)	28,903,322,924	29,677,140,079	0.5229	0.5369
第7特定期間末 (2016年7月19日)	25,611,039,909	26,130,586,967	0.4929	0.5029
第8特定期間末 (2017年1月17日)	21,763,832,908	22,082,466,343	0.4781	0.4851
第9特定期間末 (2017年7月18日)	18,413,313,578	18,697,367,649	0.4538	0.4608
第10特定期間末 (2018年1月17日)	16,018,911,998	16,280,588,094	0.4285	0.4355
第11特定期間末 (2018年7月17日)	13,217,611,021	13,469,680,352	0.3671	0.3741
2018年7月末日	13,239,984,398	―	0.3676	―
8月末日	13,104,656,178	―	0.3634	―
9月末日	12,484,513,938	―	0.3506	―
10月末日	11,652,936,929	―	0.3257	―
11月末日	11,631,630,577	―	0.3293	―
12月末日	10,651,755,724	―	0.3019	―
第12特定期間末 (2019年1月17日)	10,799,435,861	10,957,471,682	0.3075	0.3120
2019年1月末日	10,839,714,017	―	0.3107	―

2月末日	10,912,958,887	―	0.3150	―
3月末日	10,544,276,731	―	0.3141	―
4月末日	10,569,064,791	―	0.3177	―
5月末日	10,146,984,901	―	0.3058	―
6月末日	10,122,968,316	―	0.3059	―
第13特定期間末 (2019年7月17日)	9,964,253,423	10,112,455,800	0.3026	0.3071
7月末日	9,991,232,884	―	0.3044	―

② 【分配の推移】

	1口当たり分配金(円)
第1特定期間	0.0700
第2特定期間	0.0840
第3特定期間	0.0840
第4特定期間	0.0840
第5特定期間	0.0840
第6特定期間	0.0840
第7特定期間	0.0800
第8特定期間	0.0570
第9特定期間	0.0420
第10特定期間	0.0420
第11特定期間	0.0420
第12特定期間	0.0320
第13特定期間	0.0270

③ 【収益率の推移】

	収益率(%)
第1特定期間	△1.6
第2特定期間	8.1
第3特定期間	7.1
第4特定期間	△2.3
第5特定期間	1.3
第6特定期間	△14.0
第7特定期間	9.6
第8特定期間	8.6
第9特定期間	3.7
第10特定期間	3.7
第11特定期間	△4.5
第12特定期間	△7.5

第13特定期間	7.2

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定数量(口)	解約数量(口)
第1特定期間	47,816,101,766	3,897,168,169
第2特定期間	7,749,720,214	5,738,059,648
第3特定期間	6,451,711,430	17,902,768,964
第4特定期間	6,740,490,799	9,887,352,141
第5特定期間	3,525,825,630	9,094,391,441
第6特定期間	2,735,047,647	8,893,823,203
第7特定期間	3,709,225,866	7,027,173,970
第8特定期間	2,714,496,036	9,150,139,654
第9特定期間	3,564,239,022	8,504,148,289
第10特定期間	2,598,107,493	5,794,960,948
第11特定期間	3,265,492,424	4,637,887,532
第12特定期間	3,768,831,768	4,659,664,767
第13特定期間	2,001,959,197	4,187,168,879

(注)　当初設定数量は35,667,320,075口です。

（参考）マザーファンド

ダイワ・マネー・マザーファンド

前記「ダイワ・オーストラリア高配当株α（毎月分配型）　株式αコース」の記載と同じ。

（参考情報）運用実績

●ダイワ・オーストラリア高配当株α（毎月分配型） 株式＆通貨ツインαコース

2019年7月31日現在　　※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準価額・純資産の推移

基準価額	3,044円
純資産総額	99億円

基準価額の騰落率

期間	ファンド
1カ月間	1.0%
3カ月間	0.1%
6カ月間	6.9%
1年間	-0.6%
3年間	10.4%
5年間	2.1%
設定来	18.6%

※上記の「基準価額の騰落率」とは、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

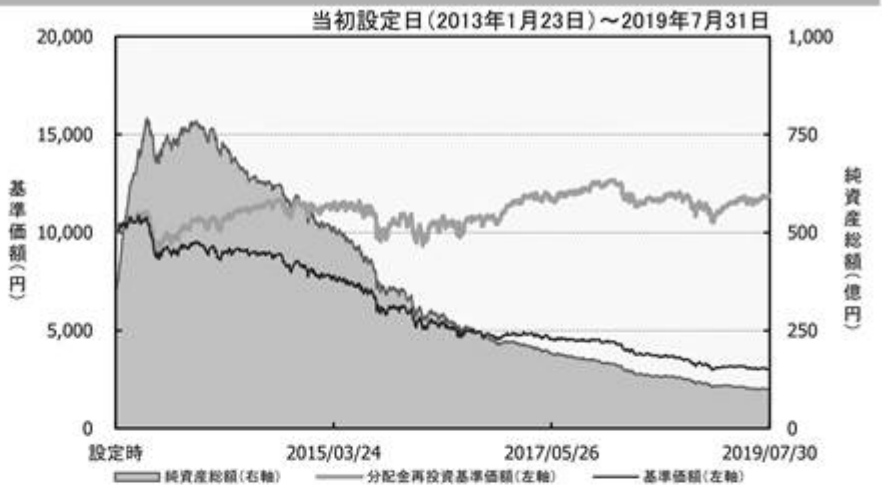

※「分配金再投資基準価額」は、分配金（税引前）を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。
※基準価額の計算において実質的な運用管理費用（信託報酬）は控除しています。

分配の推移（10,000口当たり、税引前）

直近1年間分配金合計額：590円　　設定来分配金合計額：8,120円

決算期	第66期 18年8月	第67期 18年9月	第68期 18年10月	第69期 18年11月	第70期 18年12月	第71期 19年1月	第72期 19年2月	第73期 19年3月	第74期 19年4月	第75期 19年5月	第76期 19年6月	第77期 19年7月
分配金	70円	70円	45円	45円	45円	45円	45円	45円	45円	45円	45円	45円

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

主要な資産の状況

※比率は、純資産総額に対するものです。

組入上位10ファンド

運用会社名	ファンド名	比率
クレディ・スイス・マネジメント（ケイマン）リミテッド	オーストラリア高配当株α・ファンド（ツインαクラス）	98.9%
大和証券投資信託委託	ダイワ・マネー・マザーファンド	0.0%
合計		98.9%

年間収益率の推移

当ファンドにはベンチマークはありません。

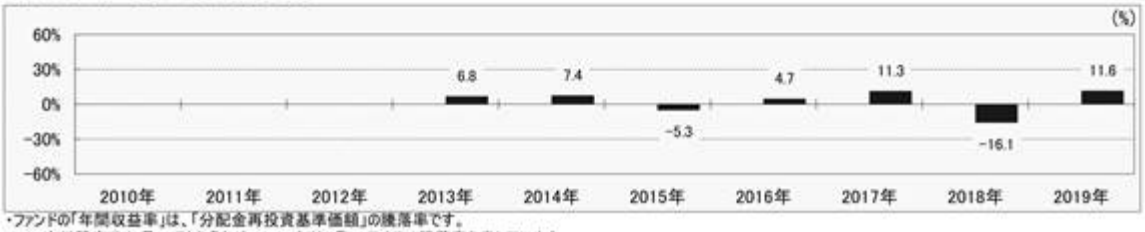

・ファンドの「年間収益率」は、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。
・2013年は設定日（1月23日）から年末、2019年は7月31日までの騰落率を表しています。

最新の運用実績は、委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

第２ 【管理及び運営】

１ 【申込(販売)手続等】

受益権の取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、取得の申込みを行なうものとします。

当ファンドには、収益分配金を税金を差引いた後無手数料で自動的に再投資する「分配金再投資コース」と、収益の分配が行なわれるごとに収益分配金を受益者に支払う「分配金支払いコース」があります。

「分配金再投資コース」を利用する場合、取得申込者は、販売会社と別に定める積立投資約款にしたがい契約（以下「別に定める契約」といいます。）を締結します。

販売会社は、受益権の取得申込者に対し、最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位をもって、取得の申込みに応じることができます。

ただし、販売会社は、次のイ．およびロ．に掲げる日を取得申込受付日とする受益権の取得申込みの受付けを行ないません。

イ．オーストラリア証券取引所の休業日と同じ日付の日

ロ．前イ．のほか、一部解約金の支払い等に支障を来すおそれがあるとして委託会社が定める日（当ファンドの運営および受益者に与える影響が軽微であるとして委託会社が定める日に限り除きます。）

お買付価額（1万口当たり）は、お買付申込受付日の翌営業日の基準価額です。

お買付時の申込手数料については、販売会社が別に定めるものとします。申込手数料には、消費税等が課されます。なお、「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

委託会社の各営業日の午後3時までに受付けた取得の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付けを中止することができます。

取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行ないます。

２ 【換金(解約)手続等】

委託会社の各営業日の午後3時までに受付けた換金の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

なお、信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の解約請求には制限があります。

＜一部解約＞

受益者は、自己に帰属する受益権について、最低単位を1口単位として販売会社が定める単位をもって、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。

ただし、販売会社は、次のイ．およびロ．に掲げる日を一部解約請求受付日とする一部解約の実行の請求の受付けを行ないません。

イ．オーストラリア証券取引所の休業日と同じ日付の日

ロ．前イ．のほか、一部解約金の支払い等に支障を来すおそれがあるとして委託会社が定める日

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

解約価額は、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額から、当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た信託財産留保額を控除した価額とします。

解約価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

解約価額は、販売会社または委託会社に問合わせることにより知ることができます。

基準価額は、販売会社または委託会社に問合わせることにより知ることができます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

・お電話によるお問合わせ先（委託会社）

電話番号（コールセンター）　0120-106212

（営業日の9:00～17:00）

・委託会社のホームページ

アドレス　https://www.daiwa-am.co.jp/

「ダイワ・オーストラリア高配当株α（毎月分配型）」を構成する各ファンドの受益者が、当該ファンドの一部解約金の手取金をもって他の構成ファンドの受益権の取得申込みをする場合において、当該他の構成ファンドの受益権の取得申込みの受付けが中止された場合、委託会社は、当該一部解約請求の申込みの受付けを中止することができます。

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付けを中止することができます。一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回することができます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該振替受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、上記に準じて計算される価額とします。

一部解約金は、販売会社の営業所等において、原則として一部解約の実行の請求受付日から起算して6営業日目から受益者に支払います。

受託会社は、一部解約金について、受益者への支払開始日までに、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払込みます。受託会社は、委託会社の指定する預金口座等に一部解約金を払込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

＜信託財産留保額について＞

当ファンドにおいては、信託終了前の解約の際に1万口当たり一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額の0.3%を信託財産留保額としてご負担いただきます。

一部解約に対応して有価証券等の取引を行なう場合には、売買委託手数料等のコストが発生するほか、組入有価証券等の市場価格が変動するリスクを信託財産が負うことになります。

信託財産留保額は、こうしたコスト等の負担について、受益権を継続して保有される方との公平性に資する目的で導入されているもので、解約の際に控除され、信託財産に繰入れられます。

一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかる信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権口数で除した1万口当たりの価額をいいます。

純資産総額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価（注1、注2）により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

（注1）当ファンドの主要な投資対象資産の評価方法の概要

・組入外国投資信託の受益証券：原則として計算時において知り得る直近の日の基準価額で評価します。

・マザーファンドの受益証券：計算日の基準価額で評価します。

（注2）マザーファンドの主要な投資対象資産の評価方法の概要

・本邦通貨表示の公社債：原則として、次に掲げるいずれかの価額で評価します。

1. 日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）
2. 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）
3. 価格情報会社の提供する価額

基準価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

基準価額は、販売会社または委託会社に問合わせることにより知ることができます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

・お電話によるお問合わせ先（委託会社）

電話番号（コールセンター） 0120-106212

（営業日の9:00～17:00）

・委託会社のホームページ

アドレス https://www.daiwa-am.co.jp/

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

2013年1月23日から2023年1月17日までとします。ただし、(5)①により信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を延長することができます。

(4) 【計算期間】

毎月18日から翌月17日までとします。ただし、第1計算期間は、2013年1月23日から2013年3月17日までとします。

上記にかかわらず、上記により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日から次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日には適用しません。

(5) 【その他】

① 信託の終了

1. 委託会社は、受益権の口数が30億口を下ることとなった場合もしくは信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

2. 委託会社は、当ファンドが主要投資対象とする組入外国投資信託が存続しないこととなる場合には、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

3. 委託会社は、前1. の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

4. 前3. の書面決議において、受益者（委託会社および当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本4. において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、信託契約にかかる知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

5. 前3. の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。

6. 前3.から前5.までの規定は、前2.の規定に基づいて信託契約を解約するとき、あるいは、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前3.から前5.までの手続きを行なうことが困難な場合も同じとします。

7. 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。

8. 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が信託契約に関する

委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、②の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

9. 受託会社が辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 信託約款の変更等

1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することまたは当ファンドと他のファンドとの併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、信託約款は本②の1. から7. までに定める以外の方法によって変更することができないものとします。

2. 委託会社は、前1. の事項（前1. の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前1. の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

3. 前2. の書面決議において、受益者（委託会社および当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本3. において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、信託約款にかかる知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

4. 前2. の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。

5. 書面決議の効力は、当ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。

6. 前2. から前5. までの規定は、委託会社が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

7. 前1. から前6. までの規定にかかわらず、当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他のファンドにおいて当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行なうことはできません。

8. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、前1.から前7.までの規定にしたがいます。

③ 反対受益者の受益権買取請求の不適用

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

④ 運用報告書

1. 委託会社は、運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況、費用明細などのうち重要な事項を記載した交付運用報告書（投資信託及び投資法人に関する法律第14条第4項に定める運用報告書）を毎年1月および7月の計算期末に作成し、信託財産にかかる知れている受益者に対して交付します。また、電子交付を選択された場合には、所定の方法により交付します。

2. 委託会社は、運用報告書（全体版）（投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書）を作成し、委託会社のホームページに掲載します。

・委託会社のホームページ

アドレス　https://www.daiwa-am.co.jp/

3. 前2.の規定にかかわらず、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、これを交付します。

⑤　公告

1. 委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

https://www.daiwa-am.co.jp/

2. 前1. の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑥　関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結される受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約は、期間満了の1か月（または3か月）前までに、委託会社および販売会社いずれからも何ら意思の表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

4　【受益者の権利等】

信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託会社の指定する受益権取得申込者とし、分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

受益者の有する主な権利の内容、その行使の方法等は、次のとおりです。

①　収益分配金および償還金にかかる請求権

受益者は、収益分配金（分配金額は、委託会社が決定します。）および償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払います。

上記にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

償還金は、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として信託終了日から起算して5営業日までに支払います。

収益分配金および償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとします。

受益者が、収益分配金については支払開始日から5年間その支払いを請求しないときならびに信託終了による償還金については支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

② 換金請求権

受益者は、保有する受益権を換金する権利を有します。権利行使の方法等については、「２ 換金（解約）手続等」をご参照下さい。

第３　【ファンドの経理状況】

【ダイワ・オーストラリア高配当株α（毎月分配型）　株式αコース】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドの計算期間は6か月未満であるため、財務諸表は6か月毎に作成しております。

(3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当特定期間（2019年1月18日から2019年7月17日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

ダイワ・オーストラリア高配当株α（毎月分配型）　株式αコース

(1)【貸借対照表】

（単位：円）

	前　期 2019年1月17日現在	当　期 2019年7月17日現在
資産の部		
流動資産		
金銭信託	8,952	－
コール・ローン	7,160,582	8,166,059
投資信託受益証券	268,149,194	240,765,282
親投資信託受益証券	99,970	99,931
流動資産合計	275,418,698	249,031,272
資産合計	275,418,698	249,031,272
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	3,574,058	3,332,461
未払解約金	－	667,500
未払受託者報酬	7,425	6,577
未払委託者報酬	297,533	263,391
その他未払費用	12,466	10,204
流動負債合計	3,891,482	4,280,133
負債合計	3,891,482	4,280,133
純資産の部		
元本等		
元本	※1 595,676,398	※1 555,410,303
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	※2 △ 324,149,182	※2 △ 310,659,164
元本等合計	271,527,216	244,751,139
純資産合計	271,527,216	244,751,139
負債純資産合計	275,418,698	249,031,272

(2)【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前　期 自　2018年7月18日 至　2019年1月17日	当　期 自　2019年1月18日 至　2019年7月17日
営業収益		
受取配当金	21,225,285	17,800,664
有価証券売買等損益	△ 54,923,363	△ 4,332,019
営業収益合計	△ 33,698,078	13,468,645
営業費用		
支払利息	2,265	1,448
受託者報酬	49,984	41,134
委託者報酬	2,001,269	1,647,125
その他費用	12,627	10,233
営業費用合計	2,066,145	1,699,940
営業利益又は営業損失（△）	△ 35,764,223	11,768,705
経常利益又は経常損失（△）	△ 35,764,223	11,768,705
当期純利益又は当期純損失（△）	△ 35,764,223	11,768,705
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△ 571,876	241,214
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△ 253,949,052	△ 324,149,182
剰余金増加額又は欠損金減少額	44,334,975	35,958,716
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	44,334,975	35,958,716
剰余金減少額又は欠損金増加額	53,787,990	13,888,086
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	53,787,990	13,888,086
分配金	※1 25,554,768	※1 20,108,103
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△ 324,149,182	△ 310,659,164

(3) 【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区　分	当　期 自　2019年1月18日 至　2019年7月17日
1．有価証券の評価基準及び評価方法	(1)投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。 (2)親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2．収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、投資信託受益証券の配当落ち日において、確定配当金額を計上しております。

（貸借対照表に関する注記）

区　分	前　期 2019年1月17日現在	当　期 2019年7月17日現在
1．※1　期首元本額	573,256,391円	595,676,398円
期中追加設定元本額	112,480,334円	25,838,932円
期中一部解約元本額	90,060,327円	66,105,027円
2．特定期間末日における受益権の総数	595,676,398口	555,410,303口

3．※2　元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は324,149,182円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は310,659,164円であります。

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

区　分	前　期 自　2018年7月18日 至　2019年1月17日	当　期 自　2019年1月18日 至　2019年7月17日
※1　分配金の計算過程	（自2018年7月18日　至2018年8月17日） 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（3,283,869円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（37,793,045円）及び分配準備積立金（0円）より分配対象額は41,076,914円（1万口当たり729.64円）であり、うち5,066,752円（1万口当たり90円）を分配金額としております。	（自2019年1月18日　至2019年2月18日） 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（2,790,039円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（32,454,898円）及び分配準備積立金（0円）より分配対象額は35,244,937円（1万口当たり625.35円）であり、うち3,381,645円（1万口当たり60円）を分配金額としております。

		（自2018年8月18日　至2018年9月18日） 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（3,156,333円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（41,335,942円）及び分配準備積立金（0円）より分配対象額は44,492,275円（1万口当たり697.43円）であり、うち5,741,525円（1万口当たり90円）を分配金額としております。 （自2018年9月19日　至2018年10月17日） 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（3,552,622円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（38,520,626円）及び分配準備積立金（0円）より分配対象額は42,073,248円（1万口当たり663.47円）であり、うち3,804,853円（1万口当たり60円）を分配金額としております。	（自2019年2月19日　至2019年3月18日） 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（2,883,957円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（31,720,843円）及び分配準備積立金（0円）より分配対象額は34,604,800円（1万口当たり616.75円）であり、うち3,366,501円（1万口当たり60円）を分配金額としております。 （自2019年3月19日　至2019年4月17日） 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（2,907,028円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（30,971,085円）及び分配準備積立金（0円）より分配対象額は33,878,113円（1万口当たり609.01円）であり、うち3,337,685円（1万口当たり60円）を分配金額としております。

		（自2018年10月18日　至2018年11月19日） 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（3,250,331円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（38,062,021円）及び分配準備積立金（0円）より分配対象額は41,312,352円（1万口当たり655.01円）であり、うち3,784,306円（1万口当たり60円）を分配金額としております。 （自2018年11月20日　至2018年12月17日） 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（3,086,189円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（35,557,266円）及び分配準備積立金（0円）より分配対象額は38,643,455円（1万口当たり647.06円）であり、うち3,583,274円（1万口当たり60円）を分配金額としております。	（自2019年4月18日　至2019年5月17日） 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（2,697,808円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（30,561,943円）及び分配準備積立金（0円）より分配対象額は33,259,751円（1万口当たり597.48円）であり、うち3,340,018円（1万口当たり60円）を分配金額としております。 （自2019年5月18日　至2019年6月17日） 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（2,564,079円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（30,007,884円）及び分配準備積立金（0円）より分配対象額は32,571,963円（1万口当たり583.41円）であり、うち3,349,793円（1万口当たり60円）を分配金額としております。

	（自2018年12月18日　至2019年1月17日） 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（2,777,769円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（35,011,935円）及び分配準備積立金（0円）より分配対象額は37,789,704円（1万口当たり634.40円）であり、うち3,574,058円（1万口当たり60円）を分配金額としております。	（自2019年6月18日　至2019年7月17日） 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（2,696,950円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（29,070,987円）及び分配準備積立金（0円）より分配対象額は31,767,937円（1万口当たり571.97円）であり、うち3,332,461円（1万口当たり60円）を分配金額としております。

（金融商品に関する注記）

Ⅰ　金融商品の状況に関する事項

区　分	当　期 自　2019年1月18日 至　2019年7月17日
1．金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2．金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細を附属明細表に記載しております。なお、当ファンドは、投資信託受益証券及び親投資信託受益証券を通じて有価証券、デリバティブ取引に投資しております。これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク（価格変動、為替変動、金利変動等）、信用リスク、流動性リスクであります。
3．金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。

4．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。

Ⅱ 金融商品の時価等に関する事項

区　分	当　期 2019年7月17日現在
1．金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2．金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種　類	前　期 2019年1月17日現在 最終の計算期間の損益に含まれた評価差額（円）	当　期 2019年7月17日現在 最終の計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	△7,193,861	2,990,862
親投資信託受益証券	0	△10
合計	△7,193,861	2,990,852

（デリバティブ取引に関する注記）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

前　期 2019年1月17日現在	当　期 2019年7月17日現在
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

当　期 自　2019年1月18日 至　2019年7月17日

市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はありません。

（1口当たり情報）

	前　期 2019年1月17日現在	当　期 2019年7月17日現在
1口当たり純資産額	0.4558円	0.4407円
（1万口当たり純資産額）	(4,558円)	(4,407円)

(4) 【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種　類	銘　柄	券面総額	評価額 (円)	備考
投資信託受益証券	AUSTRALIAN HIGH DIVIDEND EQUITY ALPHA (EQUITY ALPHA CLASS)	5,107,885.330	240,765,282	
投資信託受益証券　合計			240,765,282	
親投資信託受益証券	ダイワ・マネー・マザーファンド	98,203	99,931	
親投資信託受益証券　合計			99,931	
合計			240,865,213	

投資信託受益証券及び親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは、ケイマン籍の外国投資信託「クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト（ケイマン）Ⅱ－ダイワ・オーストラリア高配当株α・ファンド（株式αクラス）」受益証券（円建）を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券であります。

また、当ファンドは、「ダイワ・マネー・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。

なお、同ファンドの状況及び当ファンドの特定期間末日（以下、「期末日」）における同マザーファンドの状況は次のとおりであります。

「クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト（ケイマン）Ⅱ－ダイワ・オーストラリア高配当株α・ファンド（株式αクラス）」の状況

以下に記載した同ファンドの情報は、会計監査人により監査を受けた財務諸表を委託会社で抜粋・翻訳したものであります。

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表
2018年12月31日

		（円）
資産		
担保付スワップ投資　（評価額）（簿価：23,055,922,301円）		11,548,799,882
未収利息		7,107,745
資産計		11,555,907,627
負債		
未払代理人手数料		7,107,745
負債計		7,107,745
償還可能受益証券の保有者に帰属する純資産		11,548,799,882
帰属先別純資産	ツインαクラス受益証券	10,483,716,043
	通貨αクラス受益証券	798,899,364
	株式αクラス受益証券	266,184,475
発行済受益証券数	ツインαクラス受益証券	316,599,465
	通貨αクラス受益証券	14,004,289
	株式αクラス受益証券	5,629,345
受益証券一口当り純資産	ツインαクラス受益証券	33.113
	通貨αクラス受益証券	57.046
	株式αクラス受益証券	47.285

包括利益計算書
2018年12月31日終了年度

（円）

収入	
損益を通じて公正価値で測定される金融商品による純損益	
手数料収入	3,058,038,761
担保付スワップ投資純損失	(5,192,478,134)
投資純利益	(2,134,439,373)
収入計	(2,134,439,373)
営業費用	93,575,221
営業費用計	93,575,221
金融費用控除前営業損益	(2,228,014,594)
償還可能受益証券の保有者への分配金	(2,964,463,540)
償還可能受益証券の保有者に帰属する純資産変動額（分配金支払後）	(5,192,478,134)

当トラストが保有していた担保付スワップ投資
2018年12月31日時点

	簿価（円）	評価額（円）
ツインαクラス受益証券	21,501,040,768	10,483,716,043
通貨αクラス受益証券	1,106,342,123	798,899,364
株式αクラス受益証券	448,539,410	266,184,475
	23,055,922,301	11,548,799,882

「ダイワ・マネー・マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

	2019年1月17日現在	2019年7月17日現在
	金　額（円）	金　額（円）
資産の部		
流動資産		
金銭信託	87,398,981	―
コール・ローン	69,910,182,970	66,932,369,255
現先取引勘定	999,997,794	999,998,726
流動資産合計	70,997,579,745	67,932,367,981

資産合計	70,997,579,745	67,932,367,981
負債の部		
流動負債		
未払解約金	6,846,000	－
その他未払費用	830,786	158,120
流動負債合計	7,676,786	158,120
負債合計	7,676,786	158,120
純資産の部		
元本等		
元本 ※1	69,738,011,551	66,757,288,072
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	1,251,891,408	1,174,921,789
元本等合計	70,989,902,959	67,932,209,861
純資産合計	70,989,902,959	67,932,209,861
負債純資産合計	70,997,579,745	67,932,367,981

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区　分	自　2019年1月18日 至　2019年7月17日
有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券 個別法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）等で評価しております。 なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

（貸借対照表に関する注記）

区　分	2019年1月17日現在	2019年7月17日現在
1．※1　期首	2018年7月18日	2019年1月18日
期首元本額	94,948,830,891円	69,738,011,551円

期中追加設定元本額	122,691,678,731円	48,314,247,399円
期中一部解約元本額	147,902,498,071円	51,294,970,878円
期末元本額の内訳		
ファンド名		
ダイワ日経225－シフト11－2019-03（適格機関投資家専用）	－円	952,489円
ダイワ・グローバルIoT関連株ファンド －AI新時代－（為替ヘッジあり）	977,694円	977,694円
ダイワ・グローバルIoT関連株ファンド －AI新時代－（為替ヘッジなし）	977,694円	977,694円
ダイワＦＥグローバル・バリュー（為替ヘッジあり）	98,069円	98,069円
ダイワＦＥグローバル・バリュー（為替ヘッジなし）	98,069円	98,069円
NWQグローバル厳選証券ファンド（為替ヘッジあり）	49,107円	49,107円
NWQグローバル厳選証券ファンド（為替ヘッジなし）	49,107円	49,107円
ダイワ／“ＲＩＣＩ®”コモディティ・ファンド	5,024,392円	5,024,392円
ＵＳ債券ＮＢ戦略ファンド（為替ヘッジあり／年1回決算型）	1,676円	1,676円
ＵＳ債券ＮＢ戦略ファンド（為替ヘッジなし／年1回決算型）	1,330円	1,330円
スマート・アロケーション・Dガード	62,169,768円	－円
ＮＢストラテジック・インカム・ファンド＜ラップ＞米ドルコース	981円	981円
ＮＢストラテジック・インカム・ファンド＜ラップ＞円コース	981円	981円
ＮＢストラテジック・インカム・ファンド＜ラップ＞世界通貨分散コース	981円	981円

堅実バランスファンド －ハジメの一歩－	440,505,494円	－円
NWQグローバル厳選証券ファンド（為替ヘッジあり／隔月分配型）	180,729円	180,729円
NWQグローバル厳選証券ファンド（為替ヘッジなし／隔月分配型）	737,649円	737,649円
NWQグローバル厳選証券ファンド（為替ヘッジあり／資産成長型）	95,276円	95,276円
NWQグローバル厳選証券ファンド（為替ヘッジなし／資産成長型）	337,885円	337,885円
世界セレクティブ株式オープン	－円	983円
ＤＣダイワ・マネー・ポートフォリオ	3,969,661,225円	4,097,895,898円
ダイワファンドラップ コモディティセレクト	317,088,630円	317,107,941円
ダイワ米国株ストラテジーα（通貨選択型） －トリプルリターンズ－ 日本円・コース（毎月分配型）	132,757円	132,757円
ダイワ米国株ストラテジーα（通貨選択型） －トリプルリターンズ－ 豪ドル・コース（毎月分配型）	643,132円	643,132円
ダイワ米国株ストラテジーα（通貨選択型） －トリプルリターンズ－ ブラジル・レアル・コース（毎月分配型）	4,401,613円	4,401,613円
ダイワ米国株ストラテジーα（通貨選択型） －トリプルリターンズ－ 米ドル・コース（毎月分配型）	12,784円	12,784円
ダイワ／フィデリティ北米株式ファンド －パラダイムシフト－	9,853,995円	9,853,995円
低リスク型アロケーションファンド2（適格機関投資家専用）	13,743,005,794円	4,212,646,194円

ブルベア・マネー・ポートフォリオⅤ	19,391,757,184円	22,023,428,035円
ブル3倍日本株ポートフォリオⅤ	29,963,036,747円	33,077,389,163円
ベア2倍日本株ポートフォリオⅤ	1,521,887,285円	2,897,067,161円
ダイワＦＥグローバル・バリュー株ファンド（ダイワＳＭＡ専用）	4,090,590円	160,930円
ダイワ米国高金利社債ファンド（通貨選択型）ブラジル・レアル・コース（毎月分配型）	155,317円	155,317円
ダイワ米国高金利社債ファンド（通貨選択型）日本円・コース（毎月分配型）	38,024円	38,024円
ダイワ米国高金利社債ファンド（通貨選択型）米ドル・コース(毎月分配型)	4,380円	4,380円
ダイワ米国高金利社債ファンド（通貨選択型）豪ドル・コース(毎月分配型)	22,592円	22,592円
ダイワ／アムンディ食糧増産関連ファンド	164,735円	164,735円
ダイワ日本リート・ファンド・マネー・ポートフォリオ	121,373,076円	96,968,309円
ダイワ新興国ソブリン債券ファンド（資産成長コース）	33,689円	33,689円
ダイワ新興国ソブリン債券ファンド（通貨αコース）	96,254円	96,254円
ダイワ・ダブルバランス・ファンド（Dガード付／部分為替ヘッジあり）	163,525,560円	－円
ダイワ・インフラビジネス・ファンド －インフラ革命－（為替ヘッジあり）	988,283円	988,283円
ダイワ・インフラビジネス・ファンド －インフラ革命－（為替ヘッジなし）	4,926,018円	4,926,018円
ダイワ米国ＭＬＰファンド（毎月分配型）米ドルコース	285,029円	285,029円

	ダイワ米国ＭＬＰファンド（毎月分配型）日本円コース	144,570円	144,570円
	ダイワ米国ＭＬＰファンド（毎月分配型）通貨αコース	677,850円	677,850円
	ダイワ英国高配当株ツインα（毎月分配型）	98,107円	98,107円
	ダイワ英国高配当株ファンド	98,107円	98,107円
	ダイワ英国高配当株ファンド・マネー・ポートフォリオ	1,747,902円	980,367円
	ＤＣスマート・アロケーション・Ｄガード	5,471,694円	－円
	ダイワ米国高金利社債ファンド（通貨選択型）南アフリカ・ランド・コース（毎月分配型）	1,097円	1,097円
	ダイワ米国高金利社債ファンド（通貨選択型）トルコ・リラ・コース（毎月分配型）	2,690円	2,690円
	ダイワ米国高金利社債ファンド（通貨選択型）通貨セレクト・コース（毎月分配型）	1,350円	1,350円
	ダイワ・オーストラリア高配当株α（毎月分配型）　株式αコース	98,203円	98,203円
	ダイワ・オーストラリア高配当株α（毎月分配型）　通貨αコース	98,203円	98,203円
	ダイワ・オーストラリア高配当株α（毎月分配型）　株式＆通貨ツインαコース	982,029円	982,029円
	ダイワ米国株ストラテジーα（通貨選択型）　－トリプルリターンズ－通貨セレクト・コース（毎月分配型）	98,174円	98,174円
	計	69,738,011,551円	66,757,288,072円
2.	期末日における受益権の総数	69,738,011,551口	66,757,288,072口

（金融商品に関する注記）

Ｉ　金融商品の状況に関する事項

区　分	自　2019年1月18日 至　2019年7月17日

1．金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2．金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細を附属明細表に記載しております。 これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク（価格変動、金利変動等）、信用リスク、流動性リスクであります。
3．金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。
4．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。

Ⅱ 金融商品の時価等に関する事項

区　分	2019年7月17日現在
1．金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2．金融商品の時価の算定方法	コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

2019年1月17日現在	2019年7月17日現在
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（デリバティブ取引に関する注記）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

2019年1月17日現在	2019年7月17日現在
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（1口当たり情報）

	2019年1月17日現在	2019年7月17日現在
1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	1.0180円 (10,180円)	1.0176円 (10,176円)

附属明細表

第１ 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【ダイワ・オーストラリア高配当株α（毎月分配型）　通貨αコース】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドの計算期間は6か月未満であるため、財務諸表は6か月毎に作成しております。

(3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当特定期間（2019年1月18日から2019年7月17日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

ダイワ・オーストラリア高配当株α（毎月分配型）　通貨αコース

(1)【貸借対照表】

（単位：円）

	前　期 2019年1月17日現在	当　期 2019年7月17日現在
資産の部		
流動資産		
金銭信託	30,943	－
コール・ローン	24,751,248	32,221,056
投資信託受益証券	803,202,065	971,002,759
親投資信託受益証券	99,970	99,931
流動資産合計	828,084,226	1,003,323,746
資産合計	828,084,226	1,003,323,746
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	12,397,125	14,640,853
未払受託者報酬	22,278	25,839
未払委託者報酬	891,519	1,033,883
その他未払費用	32,744	37,553
流動負債合計	13,343,666	15,738,128
負債合計	13,343,666	15,738,128
純資産の部		
元本等		
元本	※1 1,377,458,404	※1 1,626,761,509
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	※2 △ 562,717,844	※2 △ 639,175,891
元本等合計	814,740,560	987,585,618
純資産合計	814,740,560	987,585,618
負債純資産合計	828,084,226	1,003,323,746

(2)【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前　期 自　2018年7月18日 至　2019年1月17日	当　期 自　2019年1月18日 至　2019年7月17日
営業収益		
受取配当金	55,676,690	64,911,176
受取利息	2	－
有価証券売買等損益	△ 131,227,589	42,573,295
営業収益合計	△ 75,550,897	107,484,471
営業費用		
支払利息	7,380	7,843
受託者報酬	130,741	150,339
委託者報酬	5,231,903	6,015,338
その他費用	33,629	37,757
営業費用合計	5,403,653	6,211,277
営業利益又は営業損失（△）	△ 80,954,550	101,273,194
経常利益又は経常損失（△）	△ 80,954,550	101,273,194
当期純利益又は当期純損失（△）	△ 80,954,550	101,273,194
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△ 66,738	1,003,588
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△ 305,911,213	△ 562,717,844
剰余金増加額又は欠損金減少額	26,084,008	80,435,384
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	26,084,008	80,435,384
剰余金減少額又は欠損金増加額	134,285,664	173,823,818
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	134,285,664	173,823,818
分配金	※1 67,717,163	※1 83,339,219
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△ 562,717,844	△ 639,175,891

(3) 【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区　分	当　期 自　2019年1月18日 至　2019年7月17日
1．有価証券の評価基準及び評価方法	(1)投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。 (2)親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2．収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、投資信託受益証券の配当落ち日において、確定配当金額を計上しております。

（貸借対照表に関する注記）

区　分	前　期 2019年1月17日現在	当　期 2019年7月17日現在
1．※1　期首元本額	1,060,673,222円	1,377,458,404円
期中追加設定元本額	388,194,173円	453,874,373円
期中一部解約元本額	71,408,991円	204,571,268円
2．特定期間末日における受益権の総数	1,377,458,404口	1,626,761,509口

3．※2　元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は562,717,844円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は639,175,891円であります。

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

区　分	前　期 自　2018年7月18日 至　2019年1月17日	当　期 自　2019年1月18日 至　2019年7月17日
※1　分配金の計算過程	（自2018年7月18日　至2018年8月17日） 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（7,999,905円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（134,717,724円）及び分配準備積立金（12,797,453円）より分配対象額は155,515,082円（1万口当たり1,371.27円）であり、うち10,206,857円（1万口当たり90円）を分配金額としております。	（自2019年1月18日　至2019年2月18日） 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（9,297,668円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（165,882,672円）及び分配準備積立金（0円）より分配対象額は175,180,340円（1万口当たり1,232.99円）であり、うち12,787,000円（1万口当たり90円）を分配金額としております。

	（自2018年8月18日　至2018年9月18日） 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（8,640,302円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（141,053,280円）及び分配準備積立金（10,516,959円）より分配対象額は160,210,541円（1万口当たり1,355.41円）であり、うち10,638,050円（1万口当たり90円）を分配金額としております。	（自2019年2月19日　至2019年3月18日） 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（10,200,956円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（177,663,081円）及び分配準備積立金（0円）より分配対象額は187,864,037円（1万口当たり1,212.19円）であり、うち13,948,069円（1万口当たり90円）を分配金額としております。
	（自2018年9月19日　至2018年10月17日） 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（8,392,250円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（143,253,874円）及び分配準備積立金（8,495,642円）より分配対象額は160,141,766円（1万口当たり1,335.87円）であり、うち10,789,068円（1万口当たり90円）を分配金額としております。	（自2019年3月19日　至2019年4月17日） 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（10,575,718円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（178,774,416円）及び分配準備積立金（0円）より分配対象額は189,350,134円（1万口当たり1,189.55円）であり、うち14,325,985円（1万口当たり90円）を分配金額としております。

	（自2018年10月18日　至2018年11月19日） 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（7,674,304円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（149,223,826円）及び分配準備積立金（6,003,593円）より分配対象額は162,901,723円（1万口当たり1,310.62円）であり、うち11,186,463円（1万口当たり90円）を分配金額としております。	（自2019年4月18日　至2019年5月17日） 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（10,437,868円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（173,024,969円）及び分配準備積立金（0円）より分配対象額は183,462,837円（1万口当たり1,165.90円）であり、うち14,162,132円（1万口当たり90円）を分配金額としております。
	（自2018年11月20日　至2018年12月17日） 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（9,000,252円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（167,281,214円）及び分配準備積立金（2,445,696円）より分配対象額は178,727,162円（1万口当たり1,286.88円）であり、うち12,499,600円（1万口当たり90円）を分配金額としております。	（自2019年5月18日　至2019年6月17日） 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（9,946,218円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（161,140,700円）及び分配準備積立金（0円）より分配対象額は171,086,918円（1万口当たり1,142.68円）であり、うち13,475,180円（1万口当たり90円）を分配金額としております。

	（自2018年12月18日　至2019年1月17日） 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（8,280,622円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（164,864,854円）及び分配準備積立金（0円）より分配対象額は173,145,476円（1万口当たり1,256.99円）であり、うち12,397,125円（1万口当たり90円）を分配金額としております。	（自2019年6月18日　至2019年7月17日） 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（10,747,385円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（171,347,140円）及び分配準備積立金（0円）より分配対象額は182,094,525円（1万口当たり1,119.37円）であり、うち14,640,853円（1万口当たり90円）を分配金額としております。

（金融商品に関する注記）

Ⅰ　金融商品の状況に関する事項

区　分	当　期 自　2019年1月18日 至　2019年7月17日
1．金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2．金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細を附属明細表に記載しております。なお、当ファンドは、投資信託受益証券及び親投資信託受益証券を通じて有価証券、デリバティブ取引に投資しております。これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク（価格変動、為替変動、金利変動等）、信用リスク、流動性リスクであります。
3．金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。

4．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。

Ⅱ 金融商品の時価等に関する事項

区　分	当　期 2019年7月17日現在
1．金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2．金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種　類	前　期 2019年1月17日現在 最終の計算期間の損益に含まれた評価差額（円）	当　期 2019年7月17日現在 最終の計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	△9,111,120	6,929,508
親投資信託受益証券	0	△10
合計	△9,111,120	6,929,498

（デリバティブ取引に関する注記）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

前　期 2019年1月17日現在	当　期 2019年7月17日現在
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

当　期 自　2019年1月18日 至　2019年7月17日

市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はありません。

（1口当たり情報）

	前　期 2019年1月17日現在	当　期 2019年7月17日現在
1口当たり純資産額	0.5915円	0.6071円
（1万口当たり純資産額）	(5,915円)	(6,071円)

(4) 【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種　類	銘　柄	券面総額	評価額 (円)	備考
投資信託受益証券	AUSTRALIAN HIGH DIVIDEND EQUITY ALPHA (CURRENCY ALPHA CLASS)	15,840,950.770	971,002,759	
投資信託受益証券　合計			971,002,759	
親投資信託受益証券	ダイワ・マネー・マザーファンド	98,203	99,931	
親投資信託受益証券　合計			99,931	
合計			971,102,690	

投資信託受益証券及び親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは、ケイマン籍の外国投資信託「クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト（ケイマン）Ⅱ－ダイワ・オーストラリア高配当株α・ファンド（通貨αクラス）」受益証券（円建）を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券であります。

また、当ファンドは、「ダイワ・マネー・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。

なお、同ファンドの状況及び当ファンドの特定期間末日（以下、「期末日」）における同マザーファンドの状況は次のとおりであります。

「クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト（ケイマン）Ⅱ－ダイワ・オーストラリア高配当株α・ファンド（通貨αクラス）」の状況

前記「ダイワ・オーストラリア高配当株α（毎月分配型）　株式αコース」に記載のとおりであります。

「ダイワ・マネー・マザーファンド」の状況

前記「ダイワ・オーストラリア高配当株α（毎月分配型）　株式αコース」に記載のとおりであります。

【ダイワ・オーストラリア高配当株α（毎月分配型）　株式＆通貨ツインαコース】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドの計算期間は6か月未満であるため、財務諸表は6か月毎に作成しております。

(3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当特定期間（2019年1月18日から2019年7月17日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

ダイワ・オーストラリア高配当株α（毎月分配型）　株式＆通貨ツインαコース

(1)【貸借対照表】

（単位：円）

	前　期 2019年1月17日現在	当　期 2019年7月17日現在
資産の部		
流動資産		
金銭信託	484,978	－
コール・ローン	387,932,386	338,234,337
投資信託受益証券	10,650,293,960	9,809,427,646
親投資信託受益証券	999,705	999,312
流動資産合計	11,039,711,029	10,148,661,295
資産合計	11,039,711,029	10,148,661,295
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	158,035,821	148,202,377
未払解約金	69,576,065	24,772,992
未払受託者報酬	296,740	268,536
未払委託者報酬	11,869,859	10,741,831
その他未払費用	496,683	422,136
流動負債合計	240,275,168	184,407,872
負債合計	240,275,168	184,407,872
純資産の部		
元本等		
元本	※1 35,119,071,444	※1 32,933,861,762
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	※2 △ 24,319,635,583	※2 △ 22,969,608,339
（分配準備積立金）	101,823,787	206,386,301
元本等合計	10,799,435,861	9,964,253,423
純資産合計	10,799,435,861	9,964,253,423
負債純資産合計	11,039,711,029	10,148,661,295

(2)【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前　期 自　2018年7月18日 至　2019年1月17日	当　期 自　2019年1月18日 至　2019年7月17日
営業収益		
受取配当金	1,256,283,623	1,095,262,535
受取利息	48	－
有価証券売買等損益	△ 2,164,522,031	△ 271,156,148
営業収益合計	△ 908,238,360	824,106,387
営業費用		
支払利息	93,005	55,050
受託者報酬	1,975,097	1,686,876
委託者報酬	79,005,342	67,476,826
その他費用	506,705	423,626
営業費用合計	81,580,149	69,642,378
営業利益又は営業損失（△）	△ 989,818,509	754,464,009
経常利益又は経常損失（△）	△ 989,818,509	754,464,009
当期純利益又は当期純損失（△）	△ 989,818,509	754,464,009
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△ 12,383,114	10,478,825
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△ 22,792,293,422	△ 24,319,635,583
剰余金増加額又は欠損金減少額	3,062,708,487	2,892,700,976
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	3,062,708,487	2,892,700,976
剰余金減少額又は欠損金増加額	2,475,069,563	1,381,261,898
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	2,475,069,563	1,381,261,898
分配金	※1 1,137,545,690	※1 905,397,018
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△ 24,319,635,583	△ 22,969,608,339

(3) 【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区　分	当　期 自　2019年1月18日 至　2019年7月17日
1．有価証券の評価基準及び評価方法	(1)投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。 (2)親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2．収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、投資信託受益証券の配当落ち日において、確定配当金額を計上しております。

（貸借対照表に関する注記）

区　分	前　期 2019年1月17日現在	当　期 2019年7月17日現在
1．※1　期首元本額	36,009,904,443円	35,119,071,444円
期中追加設定元本額	3,768,831,768円	2,001,959,197円
期中一部解約元本額	4,659,664,767円	4,187,168,879円
2．特定期間末日における受益権の総数	35,119,071,444口	32,933,861,762口

3．※2　元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は24,319,635,583円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は22,969,608,339円であります。

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

区　分	前　期 自　2018年7月18日 至　2019年1月17日	当　期 自　2019年1月18日 至　2019年7月17日
※1　分配金の計算過程	（自2018年7月18日　至2018年8月17日） 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（211,481,315円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（229,101,190円）及び分配準備積立金（22,415,388円）より分配対象額は462,997,893円（1万口当たり129.15円）であり、うち250,952,798円（1万口当たり70円）を分配金額としております。	（自2019年1月18日　至2019年2月18日） 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（177,779,086円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（178,364,162円）及び分配準備積立金（99,376,188円）より分配対象額は455,519,436円（1万口当たり130.30円）であり、うち157,321,392円（1万口当たり45円）を分配金額としております。

	（自2018年8月18日　至2018年9月18日） 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（205,957,605円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（211,486,060円）及び分配準備積立金（0円）より分配対象額は417,443,665円（1万口当たり117.43円）であり、うち248,842,928円（1万口当たり70円）を分配金額としております。	（自2019年2月19日　至2019年3月18日） 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（178,205,693円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（172,840,706円）及び分配準備積立金（115,012,305円）より分配対象額は466,058,704円（1万口当たり138.13円）であり、うち151,829,057円（1万口当たり45円）を分配金額としております。
	（自2018年9月19日　至2018年10月17日） 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（199,959,635円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（174,614,462円）及び分配準備積立金（0円）より分配対象額は374,574,097円（1万口当たり103.87円）であり、うち162,283,993円（1万口当たり45円）を分配金額としております。	（自2019年3月19日　至2019年4月17日） 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（175,298,550円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（172,089,333円）及び分配準備積立金（139,206,389円）より分配対象額は486,594,272円（1万口当たり145.66円）であり、うち150,327,653円（1万口当たり45円）を分配金額としております。

	（自2018年10月18日　至2018年11月19日） 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（188,353,027円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（171,933,353円）及び分配準備積立金（36,616,477円）より分配対象額は396,902,857円（1万口当たり112.37円）であり、うち158,944,637円（1万口当たり45円）を分配金額としております。 （自2018年11月20日　至2018年12月17日） 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（186,696,140円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（173,873,586円）及び分配準備積立金（64,925,239円）より分配対象額は425,494,965円（1万口当たり120.81円）であり、うち158,485,513円（1万口当たり45円）を分配金額としております。	（自2019年4月18日　至2019年5月17日） 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（170,404,374円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（172,193,470円）及び分配準備積立金（162,110,540円）より分配対象額は504,708,384円（1万口当たり152.17円）であり、うち149,255,125円（1万口当たり45円）を分配金額としております。 （自2019年5月18日　至2019年6月17日） 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（162,285,065円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（172,081,443円）及び分配準備積立金（181,589,116円）より分配対象額は515,955,624円（1万口当たり156.39円）であり、うち148,461,414円（1万口当たり45円）を分配金額としております。

	（自2018年12月18日　至2019年1月17日） 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（168,265,678円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（175,026,853円）及び分配準備積立金（91,593,930円）より分配対象額は434,886,461円（1万口当たり123.83円）であり、うち158,035,821円（1万口当たり45円）を分配金額としております。	（自2019年6月18日　至2019年7月17日） 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（163,136,488円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（175,433,967円）及び分配準備積立金（191,452,190円）より分配対象額は530,022,645円（1万口当たり160.94円）であり、うち148,202,377円（1万口当たり45円）を分配金額としております。

（金融商品に関する注記）

Ⅰ　金融商品の状況に関する事項

区　分	当　期 自　2019年1月18日 至　2019年7月17日
1．　金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2．　金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細を附属明細表に記載しております。なお、当ファンドは、投資信託受益証券及び親投資信託受益証券を通じて有価証券、デリバティブ取引に投資しております。これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク（価格変動、為替変動、金利変動等）、信用リスク、流動性リスクであります。
3．　金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。

4．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。

Ⅱ 金融商品の時価等に関する事項

区　分	当　期 2019年7月17日現在
1．金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2．金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種　類	前　期 2019年1月17日現在 最終の計算期間の損益に含まれた評価差額（円）	当　期 2019年7月17日現在 最終の計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	△262,605,717	23,656,065
親投資信託受益証券	0	△98
合計	△262,605,717	23,655,967

（デリバティブ取引に関する注記）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

前　期 2019年1月17日現在	当　期 2019年7月17日現在
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

当　期 自　2019年1月18日 至　2019年7月17日

市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はありません。

（1口当たり情報）

	前　期 2019年1月17日現在	当　期 2019年7月17日現在
1口当たり純資産額	0.3075円	0.3026円
（1万口当たり純資産額）	(3,075円)	(3,026円)

(4) 【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種　類	銘　柄	券面総額	評価額 (円)	備考
投資信託受益証券	AUSTRALIAN HIGH DIVIDEND EQUITY ALPHA (TWIN ALPHA CLASS)	301,837,830.300	9,809,427,646	
投資信託受益証券　合計			9,809,427,646	
親投資信託受益証券	ダイワ・マネー・マザーファンド	982,029	999,312	
親投資信託受益証券　合計			999,312	
合計			9,810,426,958	

投資信託受益証券及び親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは、ケイマン籍の外国投資信託「クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト（ケイマン）Ⅱ－ダイワ・オーストラリア高配当株α・ファンド（ツインαクラス）」受益証券（円建）を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券であります。

また、当ファンドは、「ダイワ・マネー・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。

なお、同ファンドの状況及び当ファンドの特定期間末日（以下、「期末日」）における同マザーファンドの状況は次のとおりであります。

「クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト（ケイマン）Ⅱ－ダイワ・オーストラリア高配当株α・ファンド（ツインαクラス）」の状況

前記「ダイワ・オーストラリア高配当株α（毎月分配型）　株式αコース」に記載のとおりであります。

「ダイワ・マネー・マザーファンド」の状況

前記「ダイワ・オーストラリア高配当株α（毎月分配型）　株式αコース」に記載のとおりであります。

2 【ファンドの現況】

ダイワ・オーストラリア高配当株α（毎月分配型） 株式αコース

【純資産額計算書】

2019年7月31日

Ⅰ	資産総額	242,616,639円
Ⅱ	負債総額	124,707円
Ⅲ	純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	242,491,932円
Ⅳ	発行済数量	552,973,614口
Ⅴ	１単位当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	0.4385円

(参考) ダイワ・マネー・マザーファンド

純資産額計算書

2019年7月31日

Ⅰ	資産総額	69,491,906,079円
Ⅱ	負債総額	158,120円
Ⅲ	純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	69,491,747,959円
Ⅳ	発行済数量	68,291,874,467口
Ⅴ	１単位当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.0176円

ダイワ・オーストラリア高配当株α（毎月分配型） 通貨αコース

純資産額計算書

2019年7月31日

Ⅰ	資産総額	1,005,454,131円
Ⅱ	負債総額	509,796円
Ⅲ	純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	1,004,944,335円
Ⅳ	発行済数量	1,629,397,340口
Ⅴ	１単位当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	0.6168円

(参考) ダイワ・マネー・マザーファンド

前記「ダイワ・オーストラリア高配当株α（毎月分配型） 株式αコース」の記載と同じ。

ダイワ・オーストラリア高配当株α（毎月分配型）　株式＆通貨ツインαコース

純資産額計算書

2019年7月31日

Ⅰ	資産総額	10,022,813,800円
Ⅱ	負債総額	31,580,916円
Ⅲ	純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	9,991,232,884円
Ⅳ	発行済数量	32,818,715,374口
Ⅴ	１単位当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	0.3044円

(参考) ダイワ・マネー・マザーファンド

前記「ダイワ・オーストラリア高配当株α（毎月分配型）　株式αコース」の記載と同じ。

第４ 【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換えの手続き等

該当事項はありません。

(2) 受益者に対する特典

ありません。

(3) 譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

(4) 受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(5) 受益権の譲渡

① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③ 上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(6) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(7) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

受益権の再分割を行なうにあたり、各受益者が保有する受益権口数に1口未満の端数が生じることとなる場合には、当該端数を切り捨てるものとし、当該端数処理は口座管理機関ごとに行ないます。また、各受益者が保有することとなる受益権口数の合計数と、受益権の再分割の比率に基づき委託会社が計算する受益権口数の合計数との間に差が生じることとなる場合には、委託会社が計算する受益権口数を当該差分減らし、当該口数にかかる金額については益金として計上することとします。

(8) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された

受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

(9) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第三部　【委託会社等の情報】

第１　【委託会社等の概況】

１　【委託会社等の概況】

ａ．資本金の額

2019年7月末日現在

資本金の額　　151億7,427万2,500円

発行可能株式総数　799万9,980株

発行済株式総数　　260万8,525株

過去5年間における資本金の額の増減：該当事項はありません。

ｂ．委託会社の機構

①　会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役は、株主総会において選任され、その任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでです。

取締役会は、4名以内の代表取締役を選定し、代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

また、取締役、役付執行役員等から構成される経営会議は、経営全般にかかる基本的事項を審議し、決定します。経営会議は、分科会を設置し、専門的な事項についてはその権限を委ねることができます。

②　投資運用の意思決定機構

投資運用の意思決定機構の概要は、以下のとおりとなっています。

イ．ファンド個別会議

ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書を経営会議の分科会であるファンド個別会議において審議・決定します。

ロ．投資環境検討会

運用最高責任者であるCIO（Chief Investment Officer）が議長となり、原則として月1回投資環境検討会を開催し、投資環境について検討します。

ハ．運用会議

CIOが議長となり、原則として月1回運用会議を開催し、基本的な運用方針を決定します。

ニ．運用部長・ファンドマネージャー

ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用会議で決定された基本的な運用方針にしたがって運用計画書を作成します。運用部長は、ファンドマネージャーから提示を受けた運用計画書について、基本計画書および運用会議の決定事項との整合性等を確認し、承認します。

ホ．ファンド評価会議、運用審査会議、リスクマネジメント会議および執行役員会議

・ファンド評価会議

運用実績・運用リスクの状況について、分析・検討を行ない、運用部にフィードバックします。

・運用審査会議

経営会議の分科会として、ファンドの運用実績の状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

・リスクマネジメント会議

経営会議の分科会として、ファンドの運用リスクの状況・運用リスク管理等の状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

・執行役員会議

経営会議の分科会として、法令等の遵守状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

2 【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務等の関連する業務を行なっています。

2019年7月末日現在、委託会社が運用を行なっている投資信託（親投資信託を除きます。）は次のとおりです。

基本的性格	本数（本）	純資産額の合計額（百万円）
単位型株式投資信託	71	138,765
追加型株式投資信託	711	15,434,496
株式投資信託　　合計	782	15,573,261
単位型公社債投資信託	30	110,386
追加型公社債投資信託	14	1,395,748
公社債投資信託　合計	44	1,506,134
総合計	826	17,079,395

3 【委託会社等の経理状況】

1．当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第２条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年８月６日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

2．当社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、当事業年度（2018年４月１日から2019年３月31日まで）の財務諸表についての監査を、有限責任 あずさ監査法人により受けております。

3．財務諸表の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(1) 【貸借対照表】

（単位:百万円）

	前事業年度 （2018年３月31日）		当事業年度 （2019年３月31日）	
資産の部				
流動資産				
現金・預金		28,709		28,489
有価証券		0		554
前払費用		201		214
未収委託者報酬		12,368		11,468
未収収益		82		98
その他		47		56
流動資産計		41,410		40,882
固定資産				
有形固定資産	※1	213	※1	206
建物		12		10
器具備品		200		195
無形固定資産		2,614		2,821
ソフトウェア		2,456		2,804
ソフトウェア仮勘定		158		17
投資その他の資産		15,066		12,799
投資有価証券		8,600		8,493
関係会社株式		5,129		1,836
出資金		183		183
長期差入保証金		1,072		1,070
繰延税金資産		1,078		1,183
その他		34		31
固定資産計		18,927		15,827
資産合計		60,337		56,709

（単位:百万円）

		前事業年度 （2018年３月31日）		当事業年度 （2019年３月31日）
負債の部				
流動負債				
預り金		65		75
未払金		9,747		8,548
未払収益分配金		8		15
未払償還金		59		40
未払手数料		5,202		4,610
その他未払金	※2	4,476	※2	3,882
未払費用		4,148		3,735
未払法人税等		850		726
未払消費税等		583		255
賞与引当金		1,012		725
その他		335		2
流動負債計		16,744		14,070
固定負債				
退職給付引当金		2,350		2,389
役員退職慰労引当金		125		103
その他		5		2
固定負債計		2,481		2,496
負債合計		19,225		16,567
純資産の部				
株主資本				
資本金		15,174		15,174
資本剰余金				
資本準備金		11,495		11,495
資本剰余金合計		11,495		11,495
利益剰余金				
利益準備金		374		374
その他利益剰余金				
繰越利益剰余金		13,850		13,052
利益剰余金合計		14,225		13,426
株主資本合計		40,895		40,096
評価・換算差額等				

その他有価証券評価差額金	216	46
評価・換算差額等合計	216	46
純資産合計	41,112	40,142
負債・純資産合計	60,337	56,709

(2) 【損益計算書】

（単位:百万円）

	前事業年度 （自　2017年４月１日 至　2018年３月31日）	当事業年度 （自　2018年４月１日 至　2019年３月31日）
営業収益		
委託者報酬	82,510	76,052
その他営業収益	733	673
営業収益計	83,244	76,725
営業費用		
支払手数料	40,392	35,789
広告宣伝費	673	694
調査費	9,816	9,066
調査費	955	1,057
委託調査費	8,860	8,009
委託計算費	839	1,351
営業雑経費	1,579	1,557
通信費	249	228
印刷費	500	513
協会費	53	55
諸会費	13	13
その他営業雑経費	762	746
営業費用計	53,300	48,459
一般管理費		
給料	5,840	5,755
役員報酬	377	373
給料・手当	3,973	4,145
賞与	477	510
賞与引当金繰入額	1,012	725
福利厚生費	788	796
交際費	55	64
旅費交通費	195	178
租税公課	501	472
不動産賃借料	1,281	1,291
退職給付費用	316	374

役員退職慰労引当金繰入額	46	34
固定資産減価償却費	977	907
諸経費	1,528	1,819
一般管理費計	11,531	11,693
営業利益	18,411	16,572

（単位:百万円）

	前事業年度 （自　2017年４月１日 至　2018年３月31日）	当事業年度 （自　2018年４月１日 至　2019年３月31日）
営業外収益		
投資有価証券売却益	210	215
有価証券償還益	17	133
その他	130	172
営業外収益計	359	521
営業外費用		
投資有価証券売却損	0	40
有価証券償還損	3	32
その他	25	60
営業外費用計	29	132
経常利益	18,741	16,961
特別損失		
関係会社整理損失	333	29
特別損失計	333	29
税引前当期純利益	18,407	16,931
法人税、住民税及び事業税	5,843	5,076
法人税等調整額	△106	△15
法人税等合計	5,737	5,060
当期純利益	12,670	11,870

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自　2017年４月１日 至　2018年３月31日）

（単位：百万円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金	利益剰余金			株主資本合計
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計	
				繰越利益剰余金		

当期首残高	15,174	11,495	374	12,231	12,606	39,276
会計方針の変更による累積的影響額	-	-	-	480	480	480
会計方針の変更を反映した当期首残高	15,174	11,495	374	12,712	13,086	39,756
当期変動額						
剰余金の配当	-	-	-	△11,532	△11,532	△11,532
当期純利益	-	-	-	12,670	12,670	12,670
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	1,138	1,138	1,138
当期末残高	15,174	11,495	374	13,850	14,225	40,895

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	264	264	39,540
会計方針の変更による累積的影響額	-	-	480
会計方針の変更を反映した当期首残高	264	264	40,021
当期変動額			
剰余金の配当	-	-	△11,532
当期純利益	-	-	12,670
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△47	△47	△47
当期変動額合計	△47	△47	1,090
当期末残高	216	216	41,112

当事業年度（自　2018年４月１日 至　2019年３月31日）

（単位：百万円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金	利益剰余金			株主資本合計
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計	
				繰越利益剰余金		

当期首残高	15,174	11,495	374	13,850	14,225	40,895
会計方針の変更による累積的影響額	-	-	-	-	-	-
会計方針の変更を反映した当期首残高	15,174	11,495	374	13,850	14,225	40,895
当期変動額						
剰余金の配当	-	-	-	△12,669	△12,669	△12,669
当期純利益	-	-	-	11,870	11,870	11,870
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	△798	△798	△798
当期末残高	15,174	11,495	374	13,052	13,426	40,096

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	216	216	41,112
会計方針の変更による累積的影響額	-	-	-
会計方針の変更を反映した当期首残高	216	216	41,112
当期変動額			
剰余金の配当	-	-	△12,669
当期純利益	-	-	11,870
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△170	△170	△170
当期変動額合計	△170	△170	△969
当期末残高	46	46	40,142

注記事項

（重要な会計方針）

１．有価証券の評価基準及び評価方法

（１）子会社株式

移動平均法による原価法により計上しております。

（２）その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

２．固定資産の減価償却の方法

（１）有形固定資産

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物	10～18年
器具備品	４～20年

（２）無形固定資産

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（５年間）に基づく定額法によっております。

３．引当金の計上基準

（１）賞与引当金

役員及び従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

（２）退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当社の退職金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。これは、当社の退職金は、将来の昇給等による給付額の変動がなく、貢献度、能力及び実績等に応じて各事業年度毎に各人別の勤務費用が確定するためであります。また、執行役員･参与についても、当社の退職金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

（３）役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、当社の役員退職慰労金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

４．消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

５．連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

（会計方針の変更）

（税効果会計に係る会計基準の適用指針の適用）

「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 平成30年２月16日）を当事業年度の期首から適用しており、子会社株式等に対する投資に係る将来加算一時差異に基づく繰延税金負債を過年度に遡及して取り崩した結果、貸借対照表の繰延税金負債が480百万円減少し、株主資本等変動計算書の繰越利益剰余金の遡及適用後の前事業年度期首残高が480百万円増加しております。

（未適用の会計基準等）

・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 平成30年３月30日）

・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 平成30年３月30日）

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の５つのステップを適用し認識されます。

ステップ１：顧客との契約を識別する。

ステップ２：契約における履行義務を識別する。

ステップ３：取引価格を算定する。

ステップ４：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ５：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

当財務諸表の作成時において検討中であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

（表示方法の変更）

（『税効果会計に係る会計基準』の一部改正の適用）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年２月16日）等を当事業年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

（損益計算書）

前事業年度において、「営業外収益」に独立掲記しておりました「受取配当金」は、金額的重要性が乏しいため、当事業年度より「営業外収益」の「その他」としております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の財務諸表において、「営業外収益」に表示していた「受取配当金」75百万円、「その他」55百万円は、「その他」130百万円として組替えております。

前事業年度において、「営業外費用」の「その他」に含めておりました「有価証券償還損」は、営業外費用の総額の100分の10を超えたため、当事業年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の財務諸表において、「営業外費用」の「その他」に表示していた29百万円は、「有価証券償還損」3百万円、「その他」25百万円として組替えております。

（貸借対照表関係）

※１ 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 （2018年３月31日）	当事業年度 （2019年３月31日）
建物	29百万円	31百万円

器具備品	235百万円	264百万円

※２　関係会社項目

関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。

	前事業年度 （2018年３月31日）	当事業年度 （2019年３月31日）
未払金	4,406百万円	3,788百万円

３　保証債務

前事業年度（2018年３月31日）

子会社であるDaiwa Asset Management(Singapore)Ltd.の債務1,701百万円に対して保証を行っております。

当事業年度（2019年３月31日）

子会社であるDaiwa Asset Management(Singapore)Ltd.の債務1,719百万円に対して保証を行っております。

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自　2017年４月１日　至　2018年３月31日）

１．発行済株式の種類及び総数に関する事項

（単位：千株）

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	2,608	－	－	2,608
合　　計	2,608	－	－	2,608

２．配当に関する事項

（１）　配当金支払額

決議	株式の種類	剰余金の配当の 総額（百万円）	１株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
2017年６月26日 定時株主総会	普通株式	11,532	4,421	2017年 ３月31日	2017年 ６月27日

（２）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2018年６月25日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

①　剰余金の配当の総額　　12,669百万円

②　配当の原資　　利益剰余金

③　１株当たり配当額　4,857円
④　基準日　2018年３月31日
⑤　効力発生日　2018年６月26日

当事業年度（自　2018年４月１日　至　2019年３月31日）

１．発行済株式の種類及び総数に関する事項

（単位：千株）

	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
発行済株式				
普通株式	2,608	－	－	2,608
合　　計	2,608	－	－	2,608

２．配当に関する事項

（１）　配当金支払額

決議	株式の種類	剰余金の配当の総額（百万円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2018年６月25日定時株主総会	普通株式	12,669	4,857	2018年３月31日	2018年６月26日

（２）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2019年６月21日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

①　剰余金の配当の総額　11,868百万円
②　配当の原資　利益剰余金
③　１株当たり配当額　4,550円
④　基準日　2019年３月31日
⑤　効力発生日　2019年６月24日

（金融商品関係）

１．金融商品の状況に関する事項

（１）金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言・代理業などの資産運用に関する事業を行っております。資金運用については安全性の高い金融商品に限定しております。

（２）金融商品の内容及びそのリスク

証券投資信託に係る運用報酬の未決済額である未収委託者報酬は、運用するファンドの財産が信託されており、「投資信託及び投資法人に関する法律」、その他関係法令等により一定の制限が設けられているためリスクは極めて軽微であります。有価証券及び投資有価証券は、証券投資信託、株式であります。証券投資信託は事業推進目的で保有しており、価格変動リスク及び為替変動リスクに晒されております。株式は上場株式、非上場株式並びに子会社株式を保有しており、上場株式

は価格変動リスク及び発行体の信用リスクに、非上場株式及び子会社株式は発行体の信用リスクに晒されております。

未払手数料は証券投資信託の販売に係る代行手数料の未払額であります。その他未払金は主に連結納税の親会社へ支払う法人税の未払額であります。未払費用は主にファンド運用に関係する業務を委託したこと等により発生する費用の未払額であります。これらは、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

（３） 金融商品に係るリスク管理体制

①市場リスクの管理

（ｉ）為替変動リスクの管理

当社は、財務リスク管理規程に従い、個別の案件ごとに為替変動リスク管理の検討を行っております。

（ii）価格変動リスクの管理

当社は、財務リスク管理規程に従い、個別の案件ごとに価格変動リスク管理の検討を行っており、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しリスクマネジメント会議において報告を行っております。

②信用リスクの管理

発行体の信用リスクは財務リスク管理規程に従い、定期的に財務状況等を把握しリスクマネジメント会議において報告を行っております。

２．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注２）参照のこと）。

前事業年度（2018年３月31日）

（単位：百万円）

	貸借対照表　　計上額(*1)	時価(*1)	差額
（１）現金・預金	28,709	28,709	－
（２）未収委託者報酬	12,368	12,368	－
（３）有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	7,631	7,631	－
資産計	48,709	48,709	－
（１）未払手数料	(5,202)	(5,202)	－
（２）その他未払金	(4,476)	(4,476)	－
（３）未払費用（*2）	(3,286)	(3,286)	－
負債計	(12,965)	(12,965)	－

(*1) 負債に計上されているものについては、(　)で示しております。

(*2) 未払費用のうち金融商品で時価開示の対象となるものを表示しております。

当事業年度（2019年３月31日）

（単位：百万円）

	貸借対照表　　計上額(*1)	時価(*1)	差額
（１）現金・預金	28,489	28,489	－

（２）未収委託者報酬	11,468	11,468	－
（３）有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	8,380	8,380	－
資産計	48,338	48,338	－
（１）未払手数料	(4,610)	(4,610)	－
（２）その他未払金	(3,882)	(3,882)	－
（３）未払費用（*2）	(2,805)	(2,805)	－
負債計	(11,298)	(11,298)	－

（*1）負債に計上されているものについては、(　)で示しております。
（*2）未払費用のうち金融商品で時価開示の対象となるものを表示しております。

（注１）金融商品の時価の算定方法

資　産

（１）現金・預金、並びに（２）未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（３）有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。また、証券投資信託については、基準価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項（有価証券関係）をご参照下さい。

負　債

（１）未払手数料、（２）その他未払金、並びに（３）未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：百万円）

区分	前事業年度 （2018年３月31日）	当事業年度 （2019年３月31日）
（１）その他有価証券		
非上場株式	970	666
（２）子会社株式及び関連会社株式		
非上場株式	5,129	1,836
（３）長期差入保証金	1,072	1,070

これらは、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、時価開示の対象としておりません。

（注３）金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（2018年３月31日）

（単位：百万円）

	１年以内	１年超 ５年以内	５年超 10年以内	10年超
現金・預金	28,709	-	-	-
未収委託者報酬	12,368	-	-	-

有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの	0	5,302	1,801	117
合計	41,078	5,302	1,801	117

当事業年度（2019年３月31日）

（単位：百万円）

	１年以内	１年超 ５年以内	５年超 10年以内	10年超
現金・預金	28,489	-	-	-
未収委託者報酬	11,468	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの	554	4,284	2,227	1,227
合計	40,512	4,284	2,227	1,227

（有価証券関係）

１．子会社株式及び関連会社株式

前事業年度（2018年３月31日）

子会社株式（貸借対照表計上額　5,129百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度（2019年３月31日）

子会社株式（貸借対照表計上額　1,836百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

２．その他有価証券

前事業年度（2018年３月31日）

	貸借対照表計上額 （百万円）	取得原価 （百万円）	差額 （百万円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
（１）株式	134	55	79
（２）その他			
証券投資信託	4,196	3,740	456
小計	4,331	3,795	535
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
その他			
証券投資信託	3,299	3,522	△223
小計	3,299	3,522	△223
合計	7,631	7,318	312

（注）非上場株式（貸借対照表計上額　970百万円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当事業年度（2019年３月31日）

	貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
（１）株式	87	55	32
（２）その他			
証券投資信託	4,991	4,712	278
小計	5,079	4,767	311
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
その他			
証券投資信託	3,301	3,560	△258
小計	3,301	3,560	△258
合計	8,380	8,328	52

（注）非上場株式（貸借対照表計上額　666百万円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

３．売却したその他有価証券

前事業年度（自　2017年４月１日　至　2018年３月31日）

種類	売却額（百万円）	売却益の合計額（百万円）	売却損の合計額（百万円）
（１）株式	-	-	-
（２）その他			
証券投資信託	1,963	210	0
合計	1,963	210	0

当事業年度（自　2018年４月１日　至　2019年３月31日）

種類	売却額（百万円）	売却益の合計額（百万円）	売却損の合計額（百万円）
（１）株式	389	86	-
（２）その他			
証券投資信託	3,517	128	40
合計	3,907	215	40

４．減損処理を行った有価証券

前事業年度において、該当事項はありません。

当事業年度において、該当事項はありません。

（退職給付関係）

１．採用している退職給付制度の概要

当社は、非積立型の確定給付制度（退職一時金制度であります）及び確定拠出制度を採用しております。

２．確定給付制度

(１)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度 （自　2017年４月１日 至　2018年３月31日）	当事業年度 （自　2018年４月１日 至　2019年３月31日）
退職給付債務の期首残高	2,318百万円	2,350百万円
勤務費用	159	158
退職給付の支払額	△166	△171
その他	38	52
退職給付債務の期末残高	2,350	2,389

(２)退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	前事業年度 （自　2017年４月１日 至　2018年３月31日）	当事業年度 （自　2018年４月１日 至　2019年３月31日）
非積立型制度の退職給付債務	2,350百万円	2,389百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,350	2,389
退職給付引当金	2,350	2,389
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,350	2,389

(３)退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前事業年度 （自　2017年４月１日 至　2018年３月31日）	当事業年度 （自　2018年４月１日 至　2019年３月31日）
勤務費用	159百万円	158百万円
その他	24	41
確定給付制度に係る退職給付費用	184	199

３．確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度171百万円、当事業年度174百万円であります。

（税効果会計関係）

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

（単位：百万円）

	前事業年度 （2018年３月31日）	当事業年度 （2019年３月31日）
繰延税金資産		
退職給付引当金	719	731
賞与引当金	244	182
システム関連費用	16	170
未払事業税	162	141
出資金評価損	94	94
投資有価証券評価損	68	32
その他	297	240
繰延税金資産小計	1,602	1,592
評価性引当額	△200	△164
繰延税金資産合計	1,402	1,428
繰延税金負債		
連結法人間取引（譲渡益）	△159	△159
その他有価証券評価差額金	△164	△85
繰延税金負債合計	△323	△244
繰延税金資産の純額	1,078	1,183

(注)「会計方針の変更」に記載のとおり、当事業年度における会計方針の変更は遡及適用され、前事業年度については遡及適用後の財務諸表となっております。この結果、遡及適用を行う前と比べて、前事業年度の繰延税金負債の連結法人間取引（譲渡益）は480百万円減少しております。

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度（2018年３月31日）

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の５以下であるため注記を省略しております。

当事業年度（2019年３月31日）

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の５以下であるため注記を省略しております。

（セグメント情報等）

［セグメント情報］

当社は、資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

［関連情報］

１.サービスごとの情報

単一のサービス区分の営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

２.地域ごとの情報

（１）営業収益

内国籍証券投資信託又は本邦顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

（２）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

３.主要な顧客ごとの情報

営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

前事業年度（自　2017年４月１日　至　2018年３月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自　2018年４月１日　至　2019年３月31日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

該当事項はありません。

（関連当事者情報）

１．関連当事者との取引

（ア）財務諸表提出会社の子会社

前事業年度（自　2017年４月１日　至　2018年３月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
子会社	Daiwa Asset Management (Singapore) Ltd.	Singapore	133	金融商品取引業	(所有)直接100.0	経営管理	債務保証（注）	1,701	－	－

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) シンガポール通貨庁（MAS）に対する当社からの保証状により、当該関連当事者の債務不履行、及びMASへの全ての損害等に対して保証しております。なお、債務総額は当該関連当事者の総運用資産額に応じて保証状にて定めるとおりに決定しております。

当事業年度（自　2018年４月１日　至　2019年３月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
子会社	Daiwa Asset Management (Singapore) Ltd.	Singapore	133	金融商品取引業	(所有)直接100.0	経営管理	債務保証（注１）	1,719	－	－
子会社	Daiwa Portfolio Advisory (India) Private Ltd.	India	1,207	金融商品取引業	(所有)直接91.0	経営管理	有償減資（注２）	3,293	－	－

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注１) シンガポール通貨庁（MAS）に対する当社からの保証状により、当該関連当事者の債務不履行、及びMASへの全ての損害等に対して保証しております。なお、債務総額は当該関連当事者の総運用資産額に応じて保証状にて定めるとおりに決定しております。

(注２) 当該子会社における株主総会決議及びインド会社法法廷の承認に基づき払戻しを受けております。

（イ）財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社

前事業年度（自　2017年４月１日　至　2018年３月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金または出資金（百万円）	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）（注1）	科目	期末残高（百万円）（注1）
同一の親会社をもつ会社	大和証券㈱	東京都千代田区	100,000	金融商品取引業	－	証券投資信託受益証券の募集販売	証券投資信託の代行手数料（注2）	23,216	未払手数料	3,913
同一の親会社をもつ会社	㈱大和総研ビジネス・イノベーション	東京都江東区	3,000	情報サービス業	－	ソフトウェアの開発	ソフトウェアの購入（注3）	1,020	未払費用	233
同一の親会社をもつ会社	大和プロパティ㈱	東京都中央区	100	不動産管理業	－	本社ビルの管理	不動産の賃借料（注4）	1,048	長期差入保証金	1,055

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1)上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(注2)証券投資信託の代行手数料については、証券投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から代理事務に係る手数料として代行手数料を支払います。委託者報酬の配分は、両者協議のうえ合理的に決定しております。

(注3)ソフトウェアの購入については、市場の実勢価格を勘案して、その都度交渉の上、購入価格を決定しております。

(注4)差入保証金および賃借料については、近隣相場等を勘案し、交渉の上、決定しております。

当事業年度（自　2018年４月１日　至　2019年３月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金または出資金（百万円）	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）（注1）	科目	期末残高（百万円）（注1）
同一の親会社をもつ会社	大和証券㈱	東京都千代田区	100,000	金融商品取引業	－	証券投資信託受益証券の募集販売	証券投資信託の代行手数料（注2）	19,975	未払手数料	3,400
同一の親会社をもつ会社	㈱大和総研ビジネス・イノベーション	東京都江東区	3,000	情報サービス業	－	ソフトウェアの開発	ソフトウェアの購入（注3）	1,052	未払費用	173
同一の親会社をもつ会社	大和プロパティ㈱	東京都中央区	100	不動産管理業	－	本社ビルの管理	不動産の賃借料（注4）	1,063	長期差入保証金	1,055

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1)上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(注2)証券投資信託の代行手数料については、証券投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から代理事務に係る手数料として代行手数料を支払います。委託者報酬の配分は、両者協議のうえ合理的に決定しております。

(注3)ソフトウェアの購入については、市場の実勢価格を勘案して、その都度交渉の上、購入価格を決定しております。

(注4)差入保証金および賃借料については、近隣相場等を勘案し、交渉の上、決定しております。

２.親会社に関する注記

株式会社大和証券グループ本社（東京証券取引所、名古屋証券取引所に上場）

（１株当たり情報）

前事業年度（自　2017年４月１日　至　2018年３月31日）		当事業年度（自　2018年４月１日　至　2019年３月31日）	
１株当たり純資産額	15,760.66円	１株当たり純資産額	15,389.06円
１株当たり当期純利益	4,857.40円	１株当たり当期純利益	4,550.81円

(注１)潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注２)「会計方針の変更」に記載のとおり、当事業年度における会計方針の変更は遡及適用され、前事業年度については遡及適用後の財務諸表となっております。この結果、遡及適用を行う前と比べて、前事業年度の１株当たり純資産額は184円26銭増加しております。

(注３)１株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	前事業年度（自　2017年４月１日　至　2018年３月31日）	当事業年度（自　2018年４月１日　至　2019年３月31日）
当期純利益（百万円）	12,670	11,870

普通株式の期中平均株式数（株）	2,608,525	2,608,525

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

① 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

② 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

③ 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行なうこと。

④ 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。

⑤ 上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5 【その他】

ａ．定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項

2020年4月1日付で、定款について次の変更を行なう予定です。

・ 商号の変更（大和アセットマネジメント株式会社に変更）

ｂ．訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼすことが予想される事実

訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼすことが予想される事実はありません。

第２　【その他の関係法人の概況】

１　【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

① 名称　三井住友信託銀行株式会社

② 資本金の額　342,037百万円（2019年3月末日現在）

③ 事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

① 名称　大和証券株式会社

② 資本金の額　100,000百万円（2019年3月末日現在）

③ 事業の内容

金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

２　【関係業務の概要】

受託会社は、信託契約の受託者であり、委託会社の指図に基づく信託財産の管理・処分、信託財産の計算等を行ないます。なお、外国における資産の保管は、その業務を行なうに充分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行なう場合があります。

販売会社は、受益権の募集の取扱い、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金・償還金・一部解約金の支払いに関する事務等を行ないます。

３　【資本関係】

該当事項はありません。

＜再信託受託会社の概要＞

名称：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

資本金の額：51,000百万円（2019年3月末日現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：原信託契約にかかる信託事務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

第３　【その他】

(1) 目論見書の表紙から本文の前までの記載等について

①　金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書である旨を記載することがあります。

②　目論見書の別称として「投資信託説明書（交付目論見書）」または「投資信託説明書（請求目論見書）」という名称を用いることがあります。

③　委託会社等の情報、受託会社に関する情報を記載することがあります。

④　詳細な情報の入手方法として、以下の事項を記載することがあります。

・委託会社のホームページアドレス、電話番号及び受付時間等

・請求目論見書の入手方法及び投資信託約款が請求目論見書に掲載されている旨

⑤　使用開始日を記載することがあります。

⑥　届出の効力に関する事項について、次に掲げるいずれかの内容を記載することがあります。

・届出をした日及び当該届出の効力の発生の有無を確認する方法

・届出をした日、届出が効力を生じている旨及び効力発生日

⑦　次の事項を記載することがあります。

・投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨

・請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨及び当該請求を行った場合にはその旨の記録をしておくべきである旨

・「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。」との趣旨を示す記載

⑧　委託会社、当ファンドのロゴ・マーク等を記載することがあります。

⑨　ファンドの形態等を記載することがあります。

⑩　図案を採用することがあります。

⑪　ファンドの管理番号等を記載することがあります。

⑫　委託会社のインターネットホームページのアドレスに加え、他のインターネットのアドレス（当該アドレスをコード化した図形等も含みます。）を掲載することがあります。

⑬　UD FONT マークおよび説明文を記載することがあります。

⑭　次の事項を記載することがあります。

・大和証券投資信託委託株式会社は、2020年4月1日付で、商号を「大和アセットマネジメント株式会社」に変更します。2020年4月1日以降、「大和投資信託」「大和証券投資信託委託株式会社」など当社名を表す記載につきましては、「大和アセットマネジメント株式会社」とお読み替え下さい。

(2) 当ファンドは、評価機関等の評価を取得、使用する場合があります。

(3) 交付目論見書に最新の運用実績を記載することがあります。

(4) 請求目論見書に当ファンドの投資信託約款の全文を記載します。

独立監査人の監査報告書

2019年５月24日

大和証券投資信託委託株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小倉　加奈子	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	間瀬　友未	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	深井　康治	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている大和証券投資信託委託株式会社の2018年４月１日から2019年３月31日までの第60期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大和証券投資信託委託株式会社の2019年３月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注)１．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
(注)２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2019年8月23日

大和証券投資信託委託株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	深井　康治　　印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小林　英之　　印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているダイワ・オーストラリア高配当株α（毎月分配型）　株式αコースの2019年1月18日から2019年7月17日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ダイワ・オーストラリア高配当株α（毎月分配型）　株式αコースの2019年7月17日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

大和証券投資信託委託株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注)１．　上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注)２．　XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2019年8月23日

大和証券投資信託委託株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	深井　康治　　印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小林　英之　　印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているダイワ・オーストラリア高配当株α（毎月分配型）　通貨αコースの2019年1月18日から2019年7月17日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ダイワ・オーストラリア高配当株α（毎月分配型）　通貨αコースの2019年7月17日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

大和証券投資信託委託株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注)１．　上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注)２．　XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2019年8月23日

大和証券投資信託委託株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	深井　康治　　印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小林　英之　　印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているダイワ・オーストラリア高配当株α（毎月分配型）　株式＆通貨ツインαコースの2019年1月18日から2019年7月17日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ダイワ・オーストラリア高配当株α（毎月分配型）　株式＆通貨ツインαコースの2019年7月17日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

大和証券投資信託委託株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注)１．　上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注)２．　XBRLデータは監査の対象には含まれていません。